

第二回國會議院 財政及び金融委員會會議錄第四十八号

昭和二十三年六月二十六日(土曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 早稻田柳右門君

理事 山田 三六君 理事 塚田十一郎君

理事 島田 晋作君 理事 中崎 敏君

理事 梅林 時雄君 理事 吉川 久衛君

青木 孝義君 淺利 三朗君

石原 登君 泉山 三六君

大上 司君 倉石 忠雄君

島村 一郎君 苦米地英俊君

松田 正一君 宮崎 晴君

小平 久雄君 赤松 勇君

川合 彰武君 松尾 トシ君

河井 榮藏君 佐藤 大郎君

田中 繼之進君 林 大作君

受田 新吉君 八百板 正君

川崎 秀二君 栗田 英男君

後藤 悦治君 中曾 康弘君

長野 長廣君 細川 八十八君

井出 太郎君 内藤 友明君

本藤 恒松君 堀江 實藏君

本田 英作君

出席國務大臣

大藏大臣 北村 徳太郎君

國務大臣 栗栖 越夫君

出席政府委員

大藏事務官 平田 敏一郎君

大藏事務官 伊原 隆君

大藏事務官 愛知 揆一君

委員外の出席者

専門調査員 氏家 武君

六月二十五日委員松原喜之次君辭任につき、その補欠として受田新吉君が議

長の指名で委員に選任された。
同月二十六日委員金光義邦君辭任につき、その補欠として川崎秀二君が議長の指名で委員に選任された。

六月二十五日

軍事公債の利拂停止反対に関する陳情書(全國銀行協會連合會會長井尻芳郎)(第八八七号)

國庫券の發行の爲の當座發行に関する陳情書(奈良縣議會議長植田周)(第八八八号)

軍事公債の利拂停止反対に関する陳情書(下関商工會議所會頭大西英二)(第八九三三号)

取引高稅設定反対の陳情書外七件(靜岡縣議會議長三上陽三外二千八百名)(第八九四四号)

清涼飲料稅の増設反対に関する陳情書(熊本市迎町熊本縣清涼飲料工業協同組合理事長鴻池仙市外十八名)(第九〇七号)

取引高稅設定反対の陳情書(半田市字名切半田商工會議所會頭伊藤郁二)(第九一七号)

國產大豆の價格引上に関する陳情書外一件(東京都中央区日本橋通三丁目油糧配給公團外一名)(第九一八号)

宝藏の發行制限緩和に関する陳情書(第二十二回東北北海道各市議會議長會會長長弘前市議會議長神山隆文)(第九二五五号)

起債の條件緩和に関する陳情書(第二十二回東北北海道各市議會議長會會長弘前市議會議長神山隆文)(第九二六六号)

石炭價格値上反対の陳情書(第二十二回東北北海道各市議會議長會會長弘前市議會議長神山隆文)(第九三四号)

生活必需品の統制廢止の陳情書(第二十二回東北北海道各市議會議長會會長弘前市議會議長神山隆文)(第九三九号)

會計年度期間の改正に関する陳情書(第二十二回東北北海道各市議會議長會會長弘前市議會議長神山隆文)(第九四三三号)

取引高稅設定反対の陳情書外一件(福山商工會議所會頭河相壽太郎外四十七名)(第九四九号)

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に関する件

軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案(内閣提出)(第八六六号)

所得稅法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)(第九三三三号)

取引高稅設定反対の陳情書(第九四四号)

學校教育法及び義務教育費國庫負擔法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一三六六号)

公立高等學校定時制課程職員費國庫補助法案(内閣提出)(第一三七七号)

有價証券の処分調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一五七号)

○早稻田委員長 會議を開きます。

議案の審査に入ります前にお話しいたします。昨日もお話がありました

が、ただいま治安及び地方制度委員會に付託と相なつております地方財政法案、地方稅法を改正する法律案、地方配付稅法案の三案は、現下における國家財政と地方財政の關係の重要性に鑑みまして、ぜひ治安及び地方制度委員會と連合審査會を開きたいと存じますが、この点御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議はないようです。なお連合審査會開會の日時につきましては、同委員會協議の上決定をいたしたいと存じます。

○早稻田委員長 次に有價証券の処分の調整等に関する法案の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案を議題といたします。

○梅林委員 本件に關しましては、すでに各党ともに質疑を終了いたしました。かのように思いますが、この際質疑を打ち切り、討論を省略されて、採決せられんことを希望いたします。

○早稻田委員長 梅林君の動議のごとく取計らつて御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますので、さよう取計らいます。

有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案は、原案の通り可決確定いたしました。存じます。

○早稻田委員長 御異議ございませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、原案の通り可決確定いたします。

○早稻田委員長 次に學校教育法及び義務教育費國庫負擔法の一部を改正する法律案、公立高等學校、定時制課程職員費國庫補助法案、右三案を一括して議題といたします。

○梅林委員 右三案は質疑を打ち切り、討論を省略いたしました。採決に入られんことを希望いたします。

○早稻田委員長 梅林君の動議のごとく取計らつて御異議ございませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

○早稻田委員長 御異議ないようでありますから、さよう取計らいます。

○早稻田委員長 兩案を原案の通り可決確定いたしました。御異議ありませんか。

ように解せられます。しかし、そうした大衆行動の起ることは、今の税制が非常に悪い税制であり、いわゆる悪税、苛徴請求をやる税法である。そのため大衆運動が起るのである。これはいたずらに罰則を強化して、も、そうした大衆行動は起り得るし、またそうした罰則を強化することが、決して大衆運動を鎮圧することにならぬわけである。結局根本は税制をほんとうに民主的な、正しい税制にするというところでなければならぬにかかわらず、こうした罰則を強化することは、民主的な行き方に対する反動であるという意味において、こうしたものはやる必要がないという見解をもつては、わけでありませんが、これに対して当局の御意向を聴きたいと思ひます。

○平田(敬)政府委員 国税犯則取締法を制定いたしました。御指摘のように悪質の反税行為に對しましては、処罰規定を設けるといふようなことに改正いたさんとするものであります。今御指摘のように、税務行政全体に對していろいろ批評があるということにつきましては、私も別にどうというわけでもございませんが、昨年の実績から申しましても、一部には頭から租税というものはむしろ納めなくてはならないという見地から、相当猛烈な、悪質な反対運動がございまして、そのために円滑適正なる行政がかえつて妨げられておるといふ事例が、聞くところによると相当ございまして、こういうほんとうに今の現状から考えまして悪質な運動に對しましては、適当な罰則を設けることが適當である、かような見地のものと改正を加えんとするものでございします。その行為の内容といたしま

しても、明定いたしておきまして、すなわち国税犯則取締法の第二十二條に規定してあるのでございしますが、国税の納税義務者のなすべき国税課税標準申告をなさないこと、または虚偽の申告をなすこと、または国税の徴収または納付をなさざることを煽動した者というふうに、眞に悪質な、いわゆる反税運動と申しますか、税を納めるなという種類の運動に對して、処罰規定を設けるといふようなわけでもございまして、かような規定は、現下の税務行政を適正に実施する上におきましては、私もどうしても必要なものであると考へておる次第でございします。一般的に税務行政に對する批評その他につきましては、何も私もあえて云々する考へはございしません。將來はかようなことを中心といたしまして、結局において國會で定められた税法に基いて納めなくてもいいといったような種類の運動に對しましては、断固これを排除してまいりたいという考へでございします。

いま一つの規定は收税官吏の調査権限を拡充した点でございまして、この点は普通の納税者でございすると、税務官吏等が行きまして、帳簿等を調べるときにおいては、善良なる納税者は、そのまゝあらゆる帳簿の検査に應ずるのが普通でございしますが、インフレ利得者等であつて、ほんとうに最初から脱税をはかるという悪質な納税者は、税務官吏が行きまして、なかなか帳簿を見せてくれないところがあるのでございします。現在の所得税法その他の規定におきましては、その際におきましては強制力を用いて帳簿を見ることができなかったものでございします

が、今回はさうな場合におきましては、裁判所の許可を得れば、実力をもって帳簿書類等を検査することができるといたしましたのでございまして、この点は、目下國會で問題になつておりますところの、インフレ利得者等に對する徹底的追究という見地から、私もどうしても必要規定であるとして考へておる次第でございします。さうな点が、今御指摘の点につきまして私どもが今回改正せんといたしました必要点でございします。

○堀江委員 ただいま局長の御答弁があつたわけでありまして、税務官吏の調査権限を擴張強化することにつきましては、私も賛成するものでありまして、御趣旨は了解するものであります。ただ国税の徴収または納付をしないことを煽動するやうな人は、おそらく私はなかつたと思ふ。不当な課税に對しての、いわゆる反税運動であつて、全部の日本國中の反税運動といふか、大衆運動等が、どういふことで起つたかといふことを一々私は調査はしておりませんが、私の少くとも聞いた範囲においては、さうした大衆運動は、不当なる課税に對しての闘争であり、またさうした大衆闘争があつて、ややこつた不合理な税制のもとにおいて、納得する税金に近づいたといふことが言えるわけであつて、現在の税制においては國体交渉といふやうなことが禁ぜられておるわけでありまして、大いに民主的な組織にするか、國体交渉を認め、さうしてあくまでも納得のいくところの納税をやるといふ態勢を當局がとることが、徴税の円滑化を期するゆゑであると思ひます。もちろ

は煽動する、さうしたことで納付しないことを強要するといふことは悪いこととあります。しかしおそろくさうした煽動なり強要するものは、私は日本國民にはないと思ふ。ただその趣旨が公正な納税、納得のいくやうな納税をやるために、しかも現在の税法がそれをやり得ないやうな状態にあるといふことから発するわけであつて、さうした線において税法を改正することが必要であることも、またさうした罰則を強化するといふことに對してはどうかと思ふわけでありまして、それよりもさういふ運動が起らぬやうな態勢をとるといふことの方が必要であるという意味において、私はこの罰則の強化——初めに申し上げましたやうに、税務官吏の権限を強化し、ほんとうに公正な徴税をするといふことについては諒とするものであります。罰則を強化する、さうした運動に對する罰則を強化するといふことに對しては、非常な疑問をもつものであります。それに対する御見解をお尋ねしたい。

○平田(敬)政府委員 私どもも決してこの罰則の規定に今重点をおいておるわけではございせん、御指摘の通り、あくまでも税制自体を、現在の經濟情勢に應じまして合理化する。これが何と申しまして最も必要なことであるといふことは、御趣旨の通り私も賛成でございします。それと同時に税務の運用につきましても、税務の機構を拡充し、あるいは税務官吏を訓練し、その他諸般の方策を講じまして、あくまでも適正な税務の運用をはかる。このことによつて納税が自然に、円滑に行われるといふことに全力をあぐべきだといふ御意見につきましても、私ども

もまったく同感でございします。それと併せまして最近にありましたやうな、ほんとうに国税の納付につきまして悪質な運動がございまして、ややもするやうな行き過ぎがあつて、その行き過ぎのあまり、非常な反税的な行為に出るといふやうな傾向があつたのでございしますが、さういふ傾向につきましては、やはりそれに対する適当な規定を設けまして、併せて全体といたしまして租税の徴収が円滑にまいるやうにいきますることが、どうしても必要なことであると考へておるやうな次第であります。従いまして堀江委員の御指摘の税制自体の合理化、それから税務の運用自体において、政府はこの必要性につきましては、まったく御意見の通りと考へておる次第であります。

○堀江委員 昨日も大蔵大臣に對しまして本年の税制が非常に資本擁護であり、大衆收奪の方向であるといふことを申し上げましたところ、徳田球一君がそれを言つたといふ、不適当な言葉を、大蔵大臣は使つたわけでありました。さうした税制が不當である。さうして今回の物價値上げが大衆收奪であり、インフレを推進するものであるといふことは、きのう皆さんがすでに知られたやうな、あつた人民大会が開かれ、何万の大衆が集まつて、この國會の周圍をデモ行進をしたといふことでおわかりになるやうに、さうした税制が正しい税制ではないといふことは天下の輿論である。しかるに大蔵大臣は不適当な言葉を言つたわけでありまして、それに対して時間の關係上私は反駁することを遠慮したわけでありまして、昨日指摘しましたやうに、物品税を一つ例にとつてみましても、物品税

のうち、やみ利得者が使うような高級品について税率を下げ、そうして大衆の使うところのマツチやタバコの税率を大幅に引上げられるところの理由について、まず御答弁を願いたいと思うのであります。

○平田(蔵)政府委員 今度の税制につきましては、私も一番重点をおいておりますのは、所得税においては小所得者の負担をいかにして合理化するか、あるいは軽減するかということに重点をおいております。なかんずく勤労所得税の負担は、直接税とはいえないが、實際上非常に無理になつてきておる。これをなんとしても匡正をしなければならぬというところに、非常な重点をおいておるということは、この前の所得税法の説明をしましたときに申し上げた通りでありまして、勤労所得税に関する限りにおきましては、相当大幅な軽減をはかつて、そういう御趣旨に答へたいと考えておる次第でございます。その他につきましても、農業所得等も、平均以下の所得につきましては、相当の軽減になると私も考えております。所得税は税率をそれぞれ適正化しておりますが、それは最近における所得の目的な増加に對應いたしまして、やはり税率をいたしましても、この際合理的な税率にもつていきまないと、なか／＼税務の運用の面におきまして適正を期し難い、こういう実情がありますことは、委員各位の皆さんが御指摘になつておる通りでございますので、私もいたしましてはあくまでもこの際いたしまして、税率その他について合理化をはかる、そういったしまして今最初にお述べになりましたような、非常に無

理な税法を國民にしておるということがないようにいたしたいということから来ておりますことは、先日も、申し上げた通りでございます。

それから今御指摘の物品税の問題であります。物品税につきましては、実は最近物の供給が相当増えてきておりまして、物品税に相当高率な課税をいたしますことは、かえつてその負担が、間接税でありながら逆轉して轉嫁できないといったような種類の物品が、相当出てきておるように思ひます。そういうものについては、私はやはり税の適正化を期する意味におきまして、この際税率の合理化をはかるのが適當であるという考え方のもとに、そういう種類の物品を調べ上げて、この際若干の軽減をはかることにいたしました次第であります。しかしそれとも大幅の軽減ではございせん、大体税率を一段階つさような物品について下げるといふことにしております。これは最近におけるその種、物品の需要供給の關係からいたしまして、私もとしてはこの際いたしまして、税制の合理化をはかるという見地から安当な措置と考えるのであります。この物品税の改正はおおむねこの財政金融委員会において、すでに諸願等によつて御審議の上採択されております事項が大部分でございます。その趣旨を私もいたしましてよく休して、この際改正を加えた方が安当だという考え方のもとに提案しておる次第であります。マツチその他について増税をはかつておるじやないかという御議論であります。マツチその他の値段が、この際物價の改訂に應じてそれぞれ引上げになるわけでありまして、その

他の普通のいわゆる第一種物品は、いわゆる従價税になつておりまして、價格の何パーセントという税率でございまして、値段が上りますと負担も自然それに應じて調節されていくということになつておるのでございます。が、間接税のうち従量課税の税率は、値段が上つたに對して税率をそのまますえおきますと、逆に自然に軽減になる結果に相なるのであります。そういう点は私も負担の調整をはかるといふ見地からいたしまして当然でないかという趣旨からいたしまして、物品税につきましても従量課税のものにつきまして、物價の騰貴に關連して税率を改正する。これは増税でなくて税率の自然的な調整ということも、ある程度言ひ得るかと思ふやうなわけでございます。さういふ趣旨からいたしまして、私どもこの際かような物品税の改正といふものは、税制を合理化するといふ見地から安当なものと考えておる次第であります。

○堀江委員 所得税の公平を期せられたいという當局の御意向に對しては諒とすものである。従つて今回の税制改革におきまして基礎控除を引上げられたいといふ趣旨についても賛成するものであります。しかし四千八百円が一萬五千円になつたといふことは、決して基礎控除の引上げではない。物價指數または去年の税制改革があつたときからしまして、基礎控除が四千八百円が一萬五千円になつたといふことは、その物價指數や何かからすると、むしろ握置きよりもやや低下である。他の同僚議員からも質問がありましたが、基礎控除は最低生計費でなければならぬといふことはもちろんであ

るにかかわらず、引上げになつたが、ただそれは一萬五千円にすぎない。これは決して基礎控除の引上げではないといふふうな見解をわれ／＼はもつております。もちろん基礎控除が最低生活費を意味するものではあるが、現在の國家財政の上からそれがやれないといふところの當局の御意向に對しては諒とするものであります。しかし少くともそれに近いようなことにするためには、もつと基礎控除を大幅に引上げる必要があるといふふうに考えるものであります。當局としてはこれを是正される御意向はありませんか。

○平田(蔵)政府委員 所得税の基礎控除、家族控除につきましては、私どもは御趣意のごとく、財政事情が許すといふことであります。あるいはさういふ一段と考えるといふことも一つの有力な方法じやないかと考えております。ただ今御指摘の現行統制が打ち立てられた当時と、賃金、物價の現状と比較して、引上げ方が少いといふ見解に對しては、私もさう考えておりません。大体今の税制は千八百円ベースの時代における予算計画の一斑として引上げたのでありまして、賃金水準はその当時と比べて約倍になつておる。消費者價格指數を見ますと、倍になつていないといふくらいに状態でございます。それに對しまして基礎控除、家族控除の引上げは、私どもむしろそれより以上に一歩出しておることを確信しております。たとえば免税点でございますが、免税点は、单身者の場合と家族がある場合と、いろいろ違つてございまして、が、現に扶養親族が四人いる場合は、現在の税法によりまして千六百円が免税点で

あります。今度の税制によりまして五千三百一十一円までからなくなる。つまり三倍以上に相なつておるわけでありまして、これはひとり免税点ではなくて、その上の所得者につきましても、おおむねこの程度の所得は、結局基礎控除と扶養親族の控除で考慮されます。小所得者に対する負担は、今度の所得税の改正におきましては、現在のインフレの進行程度をもつてしますと、私どもは相当大幅の軽減になつておるといふことを確信しておる次第でございます。なおもつといつたらどうかという意見もございまして、それも一つの考えと思ひます。しかし現在の財政全体の事情、あるいは所得税を軽減いたしましたも、他にいろいろなむりな税も相当徴收せざるを得なかつた事情からして、所得税としては今回はやはりこの程度で止めるのが最も安当である。しかしながら小所得者の負担は、今度の改正でよほど軽減されると私どもも考えております。

○堀江委員 ただいま局長の御説明は、千八百円ベースのときの税制であるといふふうに御答弁になつたわけでありまして、私は千二百円以前の、それから去年の物價改訂の平均六十五倍、そのときのマル公の、大体二倍ないし三倍の引上げ以前の税制のように考えておる。千八百円ベースでなく千二百円以前のベースであるといふふうに考へており、また物價におきまして、三倍ないし四倍に騰貴しておるといふふうに解しておるわけでありまして、その点についてもう一遍……。

○平田(蔵)政府委員 その点は先ほども申し上げますように、四千八百円がきまつたのはその前であるか知りません

が、とにかく予算計画、税制の計画といたしましては、昨年の千八百円ベースに基づく物價体系、それに應ずる予算の根本計画、それと関連してやはりそのときにおいて妥協として認められたその控除であり、税率でございまして、そのときから比較するものが、私どもとしてはやはり正しいのじやないかと考えております。昨年は千八百円ベースの場合、基礎控除はすえおかれまして家族控除だけの引上げになつたのでございしますが、やはり基礎控除、家族控除を通じて、そのときとして一應妥協として政府も提案し、国会の承認を得た次第でございしますが、その当時から比較して先ほど申し上げたようなことになり得るということは、間違いない事実だろうと考えておる次第であります。

〔委員長退席、梅村委員長代理着席〕

○堀江委員 きのうもちよつと質問しまして了解がいかなのであります。が、農業所得税に対する問題であります。農業所得税に對していろいろ不合理のあることは、同僚委員からいろいろ質問があつたわけであります。私の一番重大な考慮は家族労働の問題であります。農業所得に對し自家労働の労賃を経費に見込むかどうかについては、いろいろ異論があるところと申すのであります。自己労働が事業所得となつて現われるという見解も一理があるわけでありまして、しかしながら家族労働の場合においては、非常にこれは大きな問題であります。かりに扶養控除を受けない家族の労働というものは、事業所得となつて現われることはもちろんであります。しか

しながらそうした基礎控除を受けないところの家族の農業の従事者は、言うまでもなく生活費が要る。基礎控除から控除されない家族労働というものは、非常に不遇な待遇を受けている。何ら税の上において考えられておらない。そのために農業課税が不当な状態を呈しているという一つの重大原因であると思ひます。この家族労働の問題が、農業者の所得税に対する不満の最も大きな問題であると思ひます。これの改正が税制の改革に出ていないのであります。これに對して当局はいかに考へておられますか。

○平田(敏)政府委員 御承知のように生計を一にする者の所得は、全部合算して課税する。こういう建前になつてゐる。この行き方は私も所得税の制度として考えます以上、すべて合理的なものと考えております。そういたしましてそれを合算した所得の中から、基礎控除はやはり一本であるというこゝとは原則でございまして、原則的にはそれは正しいと考へてゐる次第であります。ただ問題は常にその原則を貫けるかということになると思ひますが、先般来いろいろ地方で問題になりまして、たゞこの、一人は事業所得者、一人は勤労所得者、こういうふうにはつきり性質が分れて、別々にその所得が分れる場合におきましては、今回は負担の實際に鑑みまして、勤労所得につきましては、それ／＼控除をする。かようなことにはいたしたわけではございません。同じ事業に多数の家族が従事してありまして、全体として所得が出てくる場合におきましては、やはり所得の一般原則に従ひまして、基礎控除一本で控除する、これがやはり所得税に對

しましては、合理的のものでなからうかと、私も考へておる次第でございします。なおひとりという問題は農業者の場合だけでなく、営業者の場合においても問題があると思ひますが、現在の所得税制の建前をいたしまして、さうなことは必要にしてやむを得ない方法であると考えております。

○堀江委員 今のその御答弁が、あまりに農業の事情を御存じないから、さういふ御答弁ができるのではないかと考へます。かりに一町歩に三人の家族労働がいる場合、それが家族でなかつた場合と對比して見ますと、二人が足らぬから傭人した場合には、当然必要な経費としてその労賃は引かれる。しかしながら家族労働であるがゆゑに何らの控除もない。しかしその二人の家族に對しては生活を保障しなければならぬ。今の税法においては家族労働そのものに對しては、何ら生活の保障をしないといふことの制度になつておつて、これは憲法違反であると言へる。私は解しております。この点につきまして、もう一遍局長の御意向をお伺ひいたします。

○平田(敏)政府委員 これが所得税の一般原則でございまして、同業家族、親族の中に、勤労所得と別に所得がある場合に、控除を別に考へることが例外的のものであると考へております。で、所得税の性質上、さうなことは憲法違反であるといふ考へ方は、私どもは賛成いたしたいと考へております。

○堀江委員 私がさつき質問しました一町歩を経営する場合に三人の労力が必要である。しかし二人を雇傭する場合と、家族労働の場合には、非常な不公平ができるのであります。その不公平は当然であるとお考へであります。か。

○平田(敏)政府委員 一世帯で相当多数の、廣い面積を耕作しております場合には、所得もそれに應じて相当多くなるだらうと思ひます。そういう場合を、さうでない場合に比較いたして、ある程度負担をよけに受けるということとは、所得税の性質上必要にしてやむを得ないものとわれ／＼は考へてゐる次第であります。

○堀江委員 それはやはり局長が農業の實際を御存じないからさういふ意見が出るのであつて、さういふ考へがあるがために総司令部のデヴィス課長が、大蔵省の農業者に対する課税は不当であり、またそれがむちやくちやにやられておるといふような意向を發表せられるといふ事實になるわけでありまして、これは見解の相違であり、私の見解としては、あくまでも家族労働は家族労働として基礎控除をすべきである。基礎控除をしないかたならば、経費として、さうした労働に對する日傭日当に類するものを経費として認めなければ、基本的人権を尊重することにならぬといふ見解をもつておられるわけでありまして、それは見解の相違であります。次に必要な経費の問題であります。必要経費の問題について一例をとつて言いますと、この間同僚議員の質問に對しまして、作業衣は家事に關係するといふ答弁があつたわけでありまして、農業の場合において、作業衣は完全に農業生産の最も重大な生産費の一要素をなすものである。これは農業に従事しておる者のひとしく要請し、考へてお

ることでありまして、作業衣を認めないといふことは、はたかで仕事をせよと要求されることと同じだと思ひます。またいろいろの農機具の費用の償却にしましても、買ったときの値段をしか認めない。時價を認めないといふことは、来年その農機具がいたんだ場合には、高い農機具を買わなければならぬ。さういふことを考へて見ましたならば、当然農機具や何かは、時價をもつて算定すべきであるといふことが正しいと思ひます。以上作業衣の問題と償却の問題について伺ひます。

○平田(敏)政府委員 先の農業所得の負担の問題でございしますが、昨年の實際負担が相当重すぎたという場合があるとするならば、それはむしろ低所得者の税率が余りにも高かつたといふところに、非常に大きな原因があつたと考へるのでございします。すなわち五万円を超える金額に對しては、百分の五十という実に高い税率に現行税法はなつてゐるのでございまして、この点は今までインフレの進展に應じて税率の合理化が、どうも十分行われていなかつたといふことからいたしまして、さういふ結果に相なつたかと考へるのでございします。五万円程度の所得に對して百分の五十という税率は、實際問題といたしまして、少し高すぎるのではないかと。従ひまして、その辺の所得の税率を大幅に上にずらしまして、今度の税法では百分の五十の適用を受けるのは、二十万円を超える金額——約四倍程度の金額にならなければ、現行税法と同じ税率の適用を受けないといふように、上に税率をずらしてありますので、實際問題といたしまして、昨年

度にありましたような、一部の者に負担の過重を来すというようなことは、この税法が通りますれば、私はよほど改善されると思います。

それからいまいつの問題として御指摘の、必要経費の見方についていろいろ問題がありますが、この点は先般内閣委員から詳細な御指摘がございまして、それに対してお答えいたしておいたわけでありまして、見方におきまして私どもが考えておるところが十分徹底しないので、現地にいろいろな紛争を巻き起して来たという事実に対しては、卒直に私も認めるのでございまして、その点については、内閣委員から先般相当具体的に御指摘がございまして、本年度といたしましては、税法の趣旨に従つて適正にいきますように、一段と努力をいたしたいと考えておる次第でございまして、ただいま御指摘の具体的な項目のうち作業衣でございしますが、作業衣の問題になりますと、身にまとうものというところになりますと、農業者専用と申しますか、事業衣にもつばら使用というような解釈もなか／＼むずかしい。従いましてその辺の限界がむずかしいので、従来から政府におきましても、家事に関連すべき衣料は考慮しないという規定がございまして、実際問題として、そういうものを全部見るといふところまで申し上げかねるということ、この間申し上げた次第であります。それから農機具につきましては、耐用年数が短いものにつきましては、購入費をそのまま必要経費として控除する、おおよね二年未満の耐用年数のものにつきましては、購入した金額を必要経費として控除する、一年以上程度の農機具でござ

いますと、これはやはり一年間の所得の計算上、全部を必要経費として控除するのは適当でないものでありまして、やはり耐用年数に應じて、適当な期間に償却額として控除する、かような方法が正しいと考えております。この辺のところにつきましては、従来趣旨がよく徹底しないで大分紛争を巻き起しておるようでありまして、今年度といたしましては、趣旨を具体的に明らかにいたしまして、適用の紛争がなきよう極力努めたいと考えております。その際なおもう一つの問題は、償却を見るときに、時價で見るときにやないかという議論があります。これは法人課税、個人課税、あるいは全体に通ずる一つの問題であります。私どもはやはりすべての所得の計算その他におきまして、現実にはその人がいくら投資したかということが問題でございまして、現実には投資した額に対する償却を認めるということが、根本的には正しいのではないかと考えておるものであります。ただ法人その他については、一般的に資産の再評價ということ認めまして、原價をこの際一般的に修正して出直すというようなきが来ますれば、その出直した額をもとにして、さらに償却を認める、こういうのが一つの合理的な方法であらうと考えております。現在の状況におきましては、まだそこまでという処置を講ずるのは、時機が適当でないという考え方からいたしまして、やはり現実にはその人が取得した価格をもとにして償却を計算していくということが、今の段階においては正しいのではないかと考えておる次第であります。御了承願いたいと思

います。○堀江委員 きのうも申し上げたのですが、本年の税制が直接税より間接税中心に移行してゐる。今局長が御説明になりましたように、農業者所得は、これは一般の小所得の問題にも通ずるのではありませんが、鬼税点が非常に上つて五千三百一十円になつた。なるほど小所得者の税率が下つたということ、それはした安当な線に向つておるといふことにおいて大いに賛意を表するものであります。しかし問題は直接税より間接税に移行してゐるといふこと、小所得者の税率を下げることはもちろんいいが、大所得者の税率はそれ以上の率で下つてゐるということ、まず注意しなければならぬ。またそれと関連して、一方では多少勤労所得税や何かの税率を軽減したようなかっこうを見せ、一方では取引高税のような、なおより以上に大衆課税的なものをとられるというところは、一つの偽善ではないかと思ふのであります。今御説明を伺ひまして、その局長の意図は取引高税をつくることによつて抹殺されてしまふ。局長の意図が正しいとしたならば、取引高税は当然とつてはならぬという理論に達するわけでありまして、これに対していかなる御見解でありますか。

○平田(敬)政府委員 その前にちよつと申し上げておきますが、先ほど扶養親族四人の場合の免税点を申しました。これは給與所得の場合の月額でございます。年額になりますと、従いまして給與所得の場合は六万円程度まで、扶養親族四人程度であれば課税にならぬということになりますので、その点誤解のないように御了承願いたいと思ひます。

それからだいたいま、勤労所得その他の小所得の税率は軽減しても、取引高税を起したることによつて相殺されるのではないかと、それでは意味はないじやないかという御質問でございます。確かにそういう一面はあると思ひますが、勤労所得の軽減された額と、取引高税が全部消費者に轉嫁されて勤労所得者が負担したという場合の額と、相当具体的に計算してみますと、その額は非常な差があるのでございまして。先日も申しましたように、勤労所得の場合の平均的なものは、家族三人の場合六千四百くらいでございますが、月額六千四百の所得者で扶養親族三人の場合の負担額は、現行税法によりますと千四百七十一円、それが改正税率によりますと二百七十九円、すなわち約千二百円程度の軽減になります。扶養親族の多い場合はもっと軽減になります。が、かような所得税の軽減に對しまして、取引高税の負担は、せい／＼百四、五十円以下じやないか、いろ／＼計算してもその程度に考えられるのであります。勤労所得税の軽減に比較して、かりに取引高税の全部が轉嫁されたといひましたとしても、勤労所得者の負担は、なお非常な軽減されることになつてゐるというように私どもは考えてゐるのであります。なお取引高税につきましては、先般いろいろ意見があつたやうであります。どうも取引高税の作用については、あまりにも重大視され過ぎてゐるのではないかと、その点を私どももよく感じましたので、その点について申し上げておきたいと思ひます。議論をいたしましては、取引高税についてはいろいろの議論がありますことは、この間以來議論が出ておる通りでございますけれども、実際問題として、現在の経済情勢のもとにおいて、百分の一程度の取引高税が、かりにそれが最終消費者に轉嫁されたら仮定いたしましたとしても、その実際の影響というものは、一般に批評されておるやうな大きなものではない。この点はフランスでもドイツでも、昔から理論としてはあるものであります。実際問題としては、やはりそれほど大きな影響はないということになつてゐるのであります。議論はありますが、実施以來取引高税の効用を認めまして、フランスでも十何年來、ドイツにおいても相当長い期間実施されておることを見ましても、私どもさうにおられるに足らないものではないかと考えてゐる次第であります。もしも今日財政の費用が非常に少くてもよろしい。税の負担が相当少くてもいいという場合でございまして、あるいは強いていこうという税まで起さなくてもいいじやないかということも考えられますが、現在の非常に窮乏した國民経済のもとにおきまして、しかも政府の財政支出はどうしても出さざるを得ない、しかもそれを税以外で賄ひますとインフレーションになるという場合におきまして、やはりこの種の新税を起してインフレーションを防止するという見地を強くいたしますことは、私は現下の財政経済政策として當を得たものであると考えてゐることをこの際申し上げて、御参考にお供したいと存する次第であります。○堀江委員 あとは大蔵大臣が見えてからにいたします。

○吉米地(英)委員 ごく簡単に質問をいたしたいと思ひます。ごく小部分の小さい問題であります。今度法人税

と特別法人税とが一本になつたようであり、その必要理由をひとつ御説明願ひたい。

○平田(敬)政府委員 御承知のように、特別法人税は、昭和十五年でしかの税制改正によりまして、従来非課税になつておりました産業組合、商業組合その他の、いわゆる協同組合的な組合に對しまして、やはりある程度の租税力ありと認めて、課税するのが妥当だといふので、特別法人税として課税することになりつたのでございます。その後相当期間経過したわけでございまして、もと／＼理論的に考えますと、法人税といふ、所得税といふ、別に営利行為に對して課税するといふのではありませんで、いやくも所得がある場合において、その所得に對して課税するといふところから出ている税でございまして、さういふ種類の税につきましては、さういふ種類の組合といへども、やはり同じ負担をするといふのが、理論上当然のことでございます。ただそれがいふ／＼沿革的理由によりまして、一挙に完全に一本にするといふには、当時の事情として無理がございまして、従いまして特別な法律をつくつて課税するといふことに相成つておるのでございますが、今日におきましては、このような特別な取扱ひをするといふことも、システムの上において設ける必要はないじやないか、むしろさういふ法人としても、いやくも所得があり、収益がある場合には、それぞれ普通の税制に基きまして課税をする方が適當ではないかといふ考え方で、この際統合することにしたのであります。法人税においても、一方において資本税もやめる、超過所得税

も相当軽減をはかることになりましたので、かような措置によりましてこの特別法人に對して特に無理なことはなない。ただ現在税率が特別法人と普通の法人との間に、ある程度の開きがあります。この開きをこの際一挙に全部なくしてしまふことは、また行過ぎではないかといふ見地から、この際といひましては、税率の方は一應やはり今までの幅を認めまして、それ／＼課税する方が妥當であるといふ考え方のもとに、かような制度に変更いたしましたような次第であります。

○吉米地(美)委員 特別法人税が現行税率では二五％になつておるが、今度三〇％となつたわけですね。

○平田(敬)政府委員 その点はなほは申訳ありませんが、実は最終的にきまりましたのは、百分の十軽減して百分の二十五であります。印刷が間に合いませんので正誤を出しておりますが、その正誤によつて修正されておることを御了承願ひたいと思ひます。

○吉米地(美)委員 今度の税制の改革によりまして、余剰金がないような場合、もしくは余剰金がきわめて少いような場合には、租税の特別措置法によつて、登録負債、公債、または預け金の利息に對する免税がございました。免税の特典にあずかることができない結果になると思ひますが、この点はいかがでありますか。

○平田(敬)政府委員 特別法人のうち、特に金融機關的性質の強いものにつきましては、要項にも書いてありますように、登録公債等に對する所得税の免除を行ひまして、その間の調整をはかりたいと考へておる次第でございます。その他の場合におきましては、

は、一般の商工業者の場合においても、一般の納税者の場合においても、所得が欠損である、しかし銀行預金なり、源泉課税を受ける所得があるときは、その所得に對する税額だけは優先的に納めることに相なりますので、ほとんどないと思ひますが、かりにありまして、今の法人税、所得税全体を通ずる制度としては妥當であると思ひておる次第であります。

○吉米地(美)委員 理論上は合理的だといふ点については、私も同感なのでありますけれども、源泉所得でとられまして、それが余剰金の分から控除される、さういふ形式になつておりますが、さうなりますと、余剰金がない。もしくはきわめて少いという金融機關の場合は、現実において、源泉課税はされたが控除はされないといふことになりまして、非常な難局に立つと考へられます。本年三月末に市街地信用組合の決算を調べてみますと、余剰金のあるものが百九十二組合、余剰金のないものが百八組合であります。そこで余剰金のない組合——三六％に當つておりますが、これらはまつたくこの恩恵が受けられない。のみならずこの百九十二の組合でも所得税を出してしまつと、もう余剰金の残る組合はきわめて少く、二十二組合で、欠損になるものが百七十組合になるという状態であります。言いかえれば大部分が欠損となつてしまふ、さういふような事情におきまして、それはさういふ組合はつぶれてしまつてもいいのだといふならば、格別であります。その存続を許すならば、この点について理論を離れて、いさし御考慮が必要ではなからうかと考へるのであります。

この点いかがでありますか。

○平田(敬)政府委員 市街地信用組合の場合は、要項にもうたつてありますように、登録公債等がございしますれば、それに対して所得税を免除するといふことになりまして、いわゆる金融機關と同じように、できる限り預金で預かつて、それを公債等に投資してある場合において、赤が出て困るというやうなことがないといひたいしておる次第でございますが、その他の普通の銀行に對する預金その他によつて、一定の利息がはいつてきたという場合におきましては、これは一般の預貯金あるいは有價証券の利益等に對する課税を、源泉課税をするのがいいかどうかといふ問題に帰着するかと思ひます。さういふ種類の所得につきましては、やはり所得税としてある一定のところまで——現在は約二〇％ですが、その辺までは、利益があるとか何とかいふことなくして、やはり所得税を徴収するといふことが妥當である、この一般原則で貫いておられます以上、やはり御指摘のような場合が若干ありまして、負担としては決して無理じやない、むしろさういふことでよろしいじやないかと考へておる次第でございますが、このことによつて信用組合に對して、非常に重大な影響があるといふふうには、私も現在のところ考へていないのであります。

○吉米地(美)委員 主税局長は影響がないとおつしやいます。三百組合の中で余剰金を出し得るものが二十二組合しかない、そして大部分は余剰金が出てこない、従つてこの登録公債とか預け金の利子とかいふものに対して、租税特別措置法によつて免税が講

ぜられても成立たない、さういふ現実の問題であります。つまり本年の三月末におけるところの決算によつて見れば、二十二の組合が三百の組合の中からは生存を続けることができない、さういふ状態をこらになつて、それでもまだ合理的であつて差支えないといひ、お考えを、おかえになることはできないものでしょうか。

○平田(敬)政府委員 私も全然影響がないといふことを申し上げたわけではございませんが、このことによつて経営に非常に重大な支障を來すやうな影響はまずなからう。経営その他に對して若干のくふうをやりますれば、何とかその影響は克服できるのではないかと思ひます。ただ今のように特別の事情がある場合において、若干のものは相当困る場合があると思ひますが、これは例外的なものでありまして、今後におきましてはこの程度の課税をする、つまり税制によつて登録公債以外に對する所得税の源泉が徴収されるといふことになりまして、まず経営に重大な支障を與えるやうな影響はないではないか、かように申し上げた次第であります。

○吉米地(美)委員 どうもこれは見方の違いで、どこまでいつても一致しないかも知れませんが、現実の問題は、三百の組合のうち二十二組合しか生存していかれない。百七十組合といふものは欠損になるのだといふ現実の問題——理論の問題じやなくて現実の問題——さういふことではあります。この点はどうか、現在のやみ金利が、一割五分、高いのは三割も出して

おるといふような時代でありますから、こういう零細な金を扱つておる金融機関が減っていくことは、高利貸を非常に跋扈せざるという結果になつて、はなはだおもしろくないと考えますので、これは理論はごもつともでございますし、また税制の統一をおはかりになるという点もごもつともだと思ひますけれども、これは現実問題として何とか救済的の考えで、お考え直しを願ひたいと思ふ。それを希望的に申し上げて、この問題を打ち切ります。

○石原(登)委員 私はおつばら軍事公債の問題に対して、安本長官にお尋ねいたしたいと思ひます。

実はこの問題については、財界並びに金融界はちろんのこと、大蔵事務当局の諸君も反対しておる。こういうことを私はよく知つておりますがゆゑに、この問題に対して事務当局から苦しい答弁を聴くことが非常に私は遺憾に思ひます。そこで本日は大蔵大臣から御答弁をいただくつもりであつたのであります。総理も大蔵大臣の御出席がなかつたので、はなはだ御迷惑ではありましたが、安本長官の御出席をお願いしたわけでありませう。そういう意味で、あるいは私がお尋ねすることが、安本長官の所管内でないというやうな面もあるかと思ひますが、この問題が多分に政治的に解決された、こういうやうな点から考えまして、経済閣僚である安本長官が、この問題に十二分に介入されておることは当然でありますから、安本長官の立場から答弁を願つて一向差支えないと思つております。芦田内閣は組閣の当初から外資導入をその基本政策といたしまして、一切の施策はこれに基いてなされておることは、これはいろいろの機関を通じて、これまでたび／＼國民に公言されてきておるのであります。ところが私どもがこの芦田内閣ができまして以來、その呼号するところの外資導入、これを受入れようとする態度において、非常に危惧の念を抱かざるを得ない。先般の国会議におきまして、わが党の代表者が総理に對し、外資導入を受入れる態度に對して、いかなる具体的な方策を講じておるのであるか。こういう質問に對して総理の具体的な答へといふのは、法人税を軽減しておる。すなわち資本家のいわゆる利益をいくらかでも保護しよう、こういうことも具体的にとつておるのだ。ただその二つが具体的問題で、その他はすべて抽象的の問題であつたのであります。ところがたま／＼今回軍事公債の利拂、こういう問題が出てまいりました。この問題は申すまでもなく、天下の新聞、天下の輿論も、すべてこれがわが國の経済界あるいは金融界に及ぼすところの、非常な影響を恐れております。これはひとりわれ／＼野党だけではない、全日本のそれ／＼有識者たちが、この結果を非常に恐れておるのであります。しかも先般の本案提案説明によつても、大蔵大臣ははつきりと言つておる。國際信用に及ぼす影響を最小限度に止めるために、こういうことを言つておる。ところがこの字句から考へてみましても、國際信用に及ぼす影響を最小限度に止めるというこゝは、その影響が悪いというこゝをはつきり確認しておるから、最小限度に止めるのだというこゝを大蔵大臣は言つていらつしやる。それにもかかわらず、こういうやうな法案を出そうと言われ

るところの意圖が、私は十二分にのみこめないのであります。そこで私もお尋ねいたしたい。外資を導入する上に、すなわち政府は大体どのようなことを実施するならば、外資導入の態勢ができるかと御判断になつていらつしやるのか。そうしてどんなことを今実施されつゝあるのであるか、その点からお尋ねいたしたい。

○翼國務大臣 私の所管でないかもしれないが、この軍公問題、外資導入の問題につきましては、全力をあげていたしておる關係もございまして、そういう意味において國務大臣としてお答へえもし、また安本長官としてその所管のお答へえをしたいと思ひます。いずれお尋ねになると思ひますので、一言申し上げますが、この軍公の利拂の處理が、國際的にどういふ影響を與えたかといふことは、これは觀念論ではないか、ないものであります。向うとしてもこゝまかに経済的、政治的に分析をして考へたものでありますから、どういふ影響を與えたか、あるいは與えないといつても、どういふ状態であるかといふことをお答へいたしたいと思つております。外資の導入であります、これもややもすると抽象論、觀念論が行われるのであります。これは具体的に言ふならば、経済的に、政治的に、具体的に話を進めていくことが一番大事であります。また今はそういうやうな時期にはいつておると思ひます。そういうやうにお話を申し上げるということ、を、あらかじめお断りしておきたいと思ひます。御了承願ひます。

外資といひますが、外資にもいろいろの意味があるのであります。ただいま問題になつております外資はどういふものか、やがて日本の經濟が安定を思ひます。今ただちにそれが現われるかと言ひますと、本格的なものはインヴェストメント、投資の形によつて外資はすぐはな／＼むずかしい。しかしその準備態勢は今いたしておかなければならぬのであります。これは私はやはり企業に對して、はいるのが非常に多いと思ひます。それには企業投資、企業参加といふものに大體目標をおいておると思ひます。そのまゝです。そうしますればどうしても企業の再建、整備といふことが非常に急がれるわけでありませう。集中排除の問題、賠償その他の指定の問題について、相当見透しをつけるということが第一であると思ひます。それから日本のインフレーションその他が進行状態にありましては、どうにもならぬのであります。不安定でありますから、この問題も大體見透しがつくということが大事であらうと思ひます。

次には労働不安であります。労資の協力といふことが十分完全になつて、そうしてわれ／＼は労働組合の健全なる発達といふこともつていつて、その見透しを得るということも非常に大事であります。

それからいま一つは爲替の問題であります。どうしても爲替問題があるものであります。本格的な爲替その他はつきりいたしませんと、ぐあいが悪い点があるのであります。そのほかには財産その他税の問題なども——法人税の問題もあるものであります。一昨日もここでいろいろ申し上げたのであります。日本人の法人税に對する考へと違ふ。向うはいろいろ海外投資を計算いたしてあります。それが税によつて、その利益がほとんど上げられなくなる

とこころの意圖が、私は十二分にのみこめないのであります。そこで私もお尋ねいたしたい。外資を導入する上に、すなわち政府は大体どのようなことを実施するならば、外資導入の態勢ができるかと御判断になつていらつしやるのか。そうしてどんなことを今実施されつゝあるのであるか、その点からお尋ねいたしたい。

○翼國務大臣 私の所管でないかもしれないが、この軍公問題、外資導入の問題につきましては、全力をあげていたしておる關係もございまして、そういう意味において國務大臣としてお答へえもし、また安本長官としてその所管のお答へえをしたいと思ひます。いずれお尋ねになると思ひますので、一言申し上げますが、この軍公の利拂の處理が、國際的にどういふ影響を與えたかといふことは、これは觀念論ではないか、ないものであります。向うとしてもこゝまかに経済的、政治的に分析をして考へたものでありますから、どういふ影響を與えたか、あるいは與えないといつても、どういふ状態であるかといふことをお答へいたしたいと思つております。外資の導入であります、これもややもすると抽象論、觀念論が行われるのであります。これは具体的に言ふならば、経済的に、政治的に、具体的に話を進めていくことが一番大事であります。また今はそういうやうな時期にはいつておると思ひます。そういうやうにお話を申し上げるということ、を、あらかじめお断りしておきたいと思ひます。御了承願ひます。

外資といひますが、外資にもいろいろの意味があるのであります。ただいま問題になつております外資はどういふものか、やがて日本の經濟が安定を思ひます。今ただちにそれが現われるかと言ひますと、本格的なものはインヴェストメント、投資の形によつて外資はすぐはな／＼むずかしい。しかしその準備態勢は今いたしておかなければならぬのであります。これは私はやはり企業に對して、はいるのが非常に多いと思ひます。それには企業投資、企業参加といふものに大體目標をおいておると思ひます。そのまゝです。そうしますればどうしても企業の再建、整備といふことが非常に急がれるわけでありませう。集中排除の問題、賠償その他の指定の問題について、相当見透しをつけるということが第一であると思ひます。それから日本のインフレーションその他が進行状態にありましては、どうにもならぬのであります。不安定でありますから、この問題も大體見透しがつくということが大事であらうと思ひます。

次には労働不安であります。労資の協力といふことが十分完全になつて、そうしてわれ／＼は労働組合の健全なる発達といふこともつていつて、その見透しを得るということも非常に大事であります。

それからいま一つは爲替の問題であります。どうしても爲替問題があるものであります。本格的な爲替その他はつきりいたしませんと、ぐあいが悪い点があるのであります。そのほかには財産その他税の問題なども——法人税の問題もあるものであります。一昨日もここでいろいろ申し上げたのであります。日本人の法人税に對する考へと違ふ。向うはいろいろ海外投資を計算いたしてあります。それが税によつて、その利益がほとんど上げられなくなる

というふうな目にあつた例もたくさんあるのをごいいます。その辺は鋭く向うは考へておる次第であります。そういうふうな一連の受入態勢をすることが、もちろん必要であります。これには私は、片山内閣の危機突破策であります。それを引受けて、そして長期の経済復興計画を立て、その復興計画の線に沿つて外資導入を予定し、資材の輸入、その他も輸入し、國內の再建整備、経済力の回復、整備というものを予定していかなければならぬ。これが非常に大事だと思ひます。なおそれがためには今インフレーションが相当進んでおります現在、長期計画に入るには中間安定策というものをし、橋かけをしないと橋を渡れぬと思ひます。その橋かけの中間安定策、こういうふうなものを策定いたしました。やつていくことが必要だと思ひます。これにつきましては長期計画、それらのものについて私は日本國の再建のため、國民の再建のためでありますから、一党一派に片寄るといふことは當を得ないと思ひます。各党の方から代表者を出していただいて今策定を急いでおるような次第であります。そういうふうな一連の政策を立てて、そして本格的な外資導入というものが、初めて準備期を過ぎ、実行期にはいる、こう思ふ次第であります。しかし現在の問題は一種の外資導入ではあります。この特殊な現在の事情に副うような商談が民間では進められつゝあるのではありません。たとへてみますと、欧州第一次大戦のフイニシング・クレジット、仕上製品制度、原料を日本に持ち込んで日本の工場で仕上げをして製品としてもつてい

く、加工賃が日本に落ちるわけであり、これも一種のクレジットであります。外資導入の一つであります。あるいは原料を日本に入れて製品をつくらして、一部をまた外國にもつていく。こういうふうなもの、あるいは企業参加の予約をして、そして原料をもつてくる、あるいは原料を二年か三年一定のものを賣うという約束をして向うから資材その他をもつてくる。こういうふうな特殊なクレジットの話が着々進みつつある次第であります。これについては準備態勢その他の應急的、一時的のものでありますけれども、われ／＼として外資導入に関する委員会をもつて、この関係者殊に大蔵省、商工省、貿易廳、こういうものとの間に密接なる連繫をとつて、日本の経済復興に資するようにもつていく次第であります。

○石原(警)委員 ただいまの安本長官の御言明によりまして、今日考えられておるところの外資導入というものは、政府と政府との間における特別な外資の導入であつて、一般の投資が期待できない、こういうふうなお話であります。私もこれはこれまで政府側の放逐を聞いておりました、多分に一般の外資の導入を期待いたしておつたのであります。しかもこれがためにとらるべき方策をいたしまして、ただいま御指摘になりました通り労働の協調をはかるとか、特に今日の労働争議などは早急にこれを緩和、あるいは抑圧できるように、適切な処置がとられなくては相ならぬ、かように考へております。さらにただいまも安本長官が言明された通り、この外資導入がきわめて國際的にいふ／＼か關係をもつのだという

ようなことは、私も非常にその点を考慮いたさなければならぬと思つております。特に私が考へますことは、外資が導入をいたされまして、日本の産業のどの方面にそれを活用し、それをどういふ方面に輸出しないかは賣り出そうとされるのか知りませんが、少くとも今日の國際環境から考へてみまして、日本の産業が再建されて、そして昔の態勢に貿易がもつていかれるには、私はどうしても隣邦諸國の協力と援助にまたねばならぬ、かように考へるのであります。しかしながら私どもが聞き及ぶところによりますと、どうもこの隣邦諸國に対するそういうような了解ないしは援助懇請が、円滑に行われておるかというふうなことに非常な危惧をもつ、特に先ほどいわれなように、これが國際環境において非常に微細な問題をもつものであります。日本の産業の復興あるいは再建の希望等が、特に隣國の中國あたりにおいて、十二分に理解されて、その積極的な援助あるいは協力がなされ、せつかくあなた方が考へたところ、日本の産業再建の方策というところ、あるいは画餅に帰すというところも考へなければならぬ。そういう意味において、こういう面に対して政府はどのような御処置をとられておるか。この点には特に私は重大なる関心をもつておりますがゆゑに、御言明をいたしたいと思ひます。

○栗栖國務大臣 石原委員の御心配の点も私もつとも思ひます。お尋ねも非常にこれはデリケートであります。今のお話でも本格的な投資は日本はまだ準備期であつて、今準備には望み得ない。しかしそれだけのことを申すのはありません。今問題になつておるところの一種のクレジット、この混亂期における原料資材、その他輸入を目的とするクレジット、これは相當活発に話が進んでおるのであります。アルミニウムの原料等は相當の量がきておるのであります。そういう点も一つあるということを含み願つて、一般論で話をお互に進めていかないようにしたいと思つております。

その次の点のお尋ねであります。これも私はつともだと思ひます。これはしかしこれについてはなかなか國際關係はデリケートであります。そこで、こゝで／＼と申し上げることもちよつとむづかしい点もあるものでございませう。これはむしろ石原委員も私と同じように御存じのことであるだらうと思ひます。しかし政府としては何分にも占領下であり、なお講和條約の結ばれざる前に／＼とこのういふふうにしたしておるのでありますから、非常な隘路もあり、制約もあるのをごいいます。しかしこれはやはり國際信義の樹立ということ、日本がかつて受けておりました外國の信用を取戻す。それがためには十分なる決意をもつて政府はするといふことの方針を披瀝いたしておるわけでありまして、それがためには日本の外貨國債その他の外債などについて、あるいは戦時中敵産処理をしておりましたものの整理その他についても、十分誠意を披瀝するといふことでもいたしておるような次第であります。これがまず第一だと思ひます。古証文につきましても、十分國際信義の線に沿つてこれを解決

して初めて信用を得て、クレジットができるのであります。そういうふうな点を十分注意をいたしておるようなわけであります。それから政府及び司令部においてもさき頃発表になつたのであります。戦時中殊に終戦以來しばらく途絶えておりました外米の輸入、それもエジプトからの輸入といふことも相當の期待をかけ、実現ができることになつておるのであります。このあたりは／＼詳しい経緯を申し上げることが、この席においてはむづかしいのでございませうけれども、相當を折つておるわけでございます。なお南方方面、つまりドル貨地域以外のポンド地域への貿易の促進という点も、相當の効果をあげております。

これがためには南方その他についても、貿易の促進が相當に進んでおるのであります。これにつきましてはやはり政府としまして國際信義と國際取引、こういう線に沿つて処理をいたしておるものであります。隣邦とおつしやいますと、／＼その中にもまだ一部残つた所がありますけれども、これはその國々の政情もありまして、漸次拡大をいたしまして、戦時中殊に日本人に対する感情その他からして貿易その他が円滑にいかぬ点は、徐々に回復されるものと思つておるのであります。南方方面その他についても、そういう点がよほど改善されたといふことをひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○梅村委員長代理 お諮りいたします。時間も大分すぎたやうであります。からこの辺で休憩して、午後二時から質疑を継続いたしたいと思ひますが、いかがですか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○梅林委員長代理 では休憩いたしました。

午後十二時二十二分休憩

午後三時十四分開議

○早稲田委員長 休憩前に引続いて会議を開きます。

午前中同様軍事公債の利子支拂の特則に関する法律案、所得税法の一部を改正する等の法律案、取引高税法案、以上三案を一括して議題にいたしました。質疑を継続いたします。本藤恒松君。

○本藤委員 所得税法の改正に對して、所得税の徴収に對する税務官吏への、大藏省当局の監督についての意見も聴きたいのであります。これは本年の自主申告の税金が納まつて後に更正決定がきたのであります。これは同僚議員からもいろいろ御意見も出ておつたのだらうと思ひますが、私も特にそれを承つておきたいのであります。

この更正決定の金額に對しても、各税務署のとりた態度は実に腰だめである。ただりわざであるとか、一般のいろ／＼な悪評なり、また正しい一つの批評であるならばいいけれども、非常に小さい町や村におきましては、いろ／＼な立場における人の批評は立つのであるが、これをもつてただちに税務署でその所得税を腰だめで決定するということになると、非常に不公平である。なおわれ／＼中央なり地方で聞くとところによれば、税務署が腰だめでたゞさんの税金を吹きかけておいて、なおこれを税務署の官吏が、納税者とかあるいは地方のボス的な人たちの仲介によつて、賄賂と言ふか、收賄と言ふか、これに對する態度とか、い

ろいろなことであつたといふやうな、いろ／＼なるわざも飛んでおるのである。一体本年とられたことに對し、なおまた異議を申し立てておることに對してどういふ処置をとられるか、これも承りたいし、更正決定に對する何か基本的な徴収方法がもしあつたとすれば、そういうことも明細に承つておきたい。なお今度の予算の修正に對しましては、今日のような不安な經濟界、または生活費の問題に對して、当然今日のどんな低い生活者であつても、一家とすれば月五千円ないし七、八千円くらいはかかつておるのであるが、実はこういう經濟のときに、生活費がいろ／＼と不平等な状態にあるときに、数字の上においてはこれはある一つの基本的なものを出しますが、これをどういふふうにも實際処理していくか。またその家庭における生活、これに對する税率からいつても、今日の所得税といふものは、すでに二、三十万以下に對してはもつと低く下げて、要するに百万円以上といふものに對しては、相當の高率でもいいと思ひます。百円以上のもに對してはもつと高率であつてもいいと思ひますが、今日の經濟上の生活費の問題に對しては、もつと慎重にやつていただきたい。そろばんの上においてきめることは、数字の上においては、一應出まされども、實際の行政という徴収の面においては、非常な誤りがあつて、これによつて非常な家庭的悲劇を起す。これはもう私が今申さなくとも、いろ／＼な面において聞いておられることと思ひます。実は本年の徴収の自主申告と更正決定、または大藏省財務局なりから税務署へとだん／＼と行つ

たその税の割当、それから徴収してだけ過分な徴収がしてあるか、また更正決定のときに財務局から行つたのを税務署がどういふふうにも訂正をしたかといふことを詳しく知りたいのです。別にその資料も参りませんのので、これに對する徴収のしかたも聴きたいし、また政府案のこれに對してもなお修正していただきたいという意見をもつておきたいのであります。一應政府の意見を聴きたい。

○平田(敏)政府委員 所得税の課税と申しますか、過去の実績及び今後の方針をどうするかというふうなお尋ねであると思ひますが、その点につきましては前にもたび／＼申し上げたのでございすが、昨年度におきましては所得税を根本的にかえられまして、とにかく申告制で納めるという税制に根本的に變つたのでございします。ただその点なか／＼宣傳等が十分まいらなかつたこと、それから納税者におきまして、實際上なか／＼所得税法をのみとむといふことはむづかしい、そういうことがいろいろ影響いたしまして、昨年十二月までに申告によつて納まつた税額は、実に六十億程度でございまして、予算額に對して約五百億を見積つておつたのでございすが、これに對して一割もよつと越すにすぎないやうな、実にどうもおもしろくない成績に推移してまいつたのでございします。それに對してそのまま放置いたしますと、おそろしく二十二年度の租税収入は膨大な赤字を示しまして、その面からインフレが相当ひどいスピードで發展するのではないかと、いふことを心配いたしまして、何と申しましてこの際二十二年度の租税収入

を確保していかなくちやならぬということについて、各方面の御了解を求めますと同時に、役所側におきましてもとにかく低い申告に對しましては適當に是正策を講ずることは、これは税法におきましても當然のこととして規定してございします。またそれをやらなければどういふ実情において納まらないうという状態に相なりまして、本年一月の確定申告につきましては、さらに一段と、遅ればせながら申告に對する宣傳をいたしますと同時に、その後におきまして、申告額が税務署の調査額と比べて低い面に對しましては更正決定をいたしまして、それによつて税金を確保しようといふことにしたわけでありまして、その際におきまして、実績は昨日もちよつと申し上げましたように、確定申告までに申告いたしました人員が五百八十四万六千人でございします。そのうち税務署において大体正しい申告だと認めましたものが七十九万三千人、つまり約一割一分でございしますが、この程度の人については申告によつて正しいものであるということ、別段更正決定はいたさなかつた次第でございします。その他の大部分のものにつきましては、やむを得ず更正決定をいたしましたのであります。この更正決定につきましては実はいろ／＼ございしますが、農産所得税については大体各税務署とも財務局の指導のもとに、反當りの所得をどう見るかといふやうなことを、農産物の收穫高、價格等を元にしまして計算する方式を多年やつておるのでございすが、昨年度におきましてその方式を踏襲いたしたわけでありまして、それから營業所得につきましても、これも各財務局におきま

して各税務署間の権衡を保持するやうに適當に指導いたしました。大藏省においても各財務局間にできる限りアンバランスがないやうに努力しまして、一齊に更正決定をいたす。ただ從來と違つて、調査期間が非常に短い。從來は御承知の通り前年の実績を翌年の四月ごろまでに調べまして、五月ごろ調査委員会にかけて決定していく。それに対する税額をさらに翌年の二月ごろまでに分割して納めるといふことになつてくるわけですが、これがいかにもインフレの際に追いつけないといふので、一方において租税民主化という見地と、一方においては租税收入の促進をはかるという見地から申告納税になり、從つて足らないものについて年度内に更正決定をやつてまいりましたけれども、なか／＼徹底した調査ができにくい情勢もございまして、大分地方によつては問題を起し、いろいろ御迷惑をかけたことがあつたことも私も承認しておるわけでございます。そういう面に對しましては、さらに本省からも適當の通牒を出しまして、誤謬訂正等については十分親切な態度をもつて臨み、なるべく速やかに直すべきものは直して、納めていただくといふことにいたしましたのでございします。現在なお若干残つておりますが、この六月で財務局関係は大体審査のできたものを、できるだけ六月にわたつていただくといいことにいたしましたのでございまして、百パーセントまでいかなくても、八、九割程度は今月中にかたづけ見込みで、現に進捗しておるのであります。そういうことで本年度の納税をなるべく円滑にして、来るべき七月からの納税を、新税法に

九

基いて、でき得る限り宣傳その他あらゆる方策を講じまして、前年度のように下半期に一律に納める。その結果、國庫の収入も上半期が非常に少なくて、納税の方からいまして、年度末に一挙に納めますから、その金繰りが非常に詰りまして納税しにくいということがないように、本年度といたしましては極力早期に申告をしていただいてそれによって納めてもらう。申告が非常に低い場合におきましては早期に更正決定をやつて、早いうちに納税をしていただいて税収入を確保する。それから税務署間の調査の均衡、各財務局間の調査の均衡をはかることにつきましては、昨年の実績に鑑みまして、適正に納税をはかつていくようにしたいと考えている次第でございます。

○本廳委員 所得税というのは國民全体が実際に納め、また公平に徴收されるのが國家の再建であり、平和日本の建設であると思うのであります。間接税の消費税の方は、お互いがタバコなり酒をがまんしようということならばそれでいきますから、ぜいたくしようとも、または自分が儉約しようとも、それは各自の信念でもあるのだ。が、この所得税だけは實際公平にやつていただかないと、國民の思想的または増進意欲の問題にも私は關係があると思う。こういうような点から言います、最近公然と地方税務署の官吏を襲撃し、または買収して、手廻しておるところの額より低くするということが行われておる。こういうような点からわれ／＼見て、どの程度が變應で、どの程度が收賄であるか、相當いろいろな問題があるのであります。これは最近食糧をもつてくるものもあるだろ

うし、タバコをもつてくるものもあるだろし、またいろいろ／＼料理店に呼んで御馳走をたくさん食べさせる。これは政府の人は知つてか知らずか。地方の税務署の所得税徴收のいろ／＼な關係の重要な位置の人たちは、ほとんど家で夕飯を食つたことがないという。中には家にも泊らないで飛んで歩いておるといふ官吏が往々あるのであります。これは地方においては大きな一つの問題になつておるのであります。

が、變應と收賄の境界をわれ／＼は一應承つておきたい。實際飲み食いして歩いておるのを見ますが、その程度というものについて、常識的にどういふ判断をすればいいか、われ／＼解釈にちよつと困る点がある。こういうようなことも將來平和日本の建設という建前からいつて、これからくる國民思想の悪化というものを考え、官紀の肅正をはかることを、國民にはつきりと示していただきたいと思うのであります。

それから更正決定を、今日の事業に對して公平に行うことはこれもなかなか困難であるが、どうも最近うわさのみによつてやる。いわゆる腰だめ式の税額を決定するといふことは非常につかぬことと思うのであります。これは何か一つの、たとえば農業で言へば何当りいくらか、あるいは商業でいけば事業の申告、それによつて基本的な税率を決定してもらえば、それほど不公平はないと思う。今の状態では二十万円かかつたものが十万円にまで減らつたとか、あるいは三十万円かかつたものは十万円に運動の結果なつたとかいふような、いろ／＼なことがあるのであるが、これは一面公平であつた

としても、そのデマがいろ／＼國民の間に傳わるのであるから、課税に對する一つの基本的なものを國民に明確にお示し願ひたいと思ひます。

○荒本政府委員 答え申し上げます。徴税關係においていけば徴税とおぼしきことが行われておるように思うが一体どう思ふか。それに関連いたしまして變應であるか。それが收賄、贈賄になるか、ならないかといふことについて、目安をはつきりさせるという御趣旨のお尋ねかと存じます。が、いずれもこれは司直の手において決定せらるべき問題だと存じます。いやしくも税務關係職員が變應を受けるとか、あるいは收賄等のことをなしますことは断じて許すべきでないのであります。まして、もしさうなことがありましますならば當然に公務員としての責任を負うべきものと存じます。ただ實際の問題といたしましては、同じ土地に納税者と雜居して生活をいたしておる部分もあり得るとは存するのであります。しかしいやくも納税に關しましては、職を汚すことを絶無になさしめなければならぬと存じまして、今後に對しましては官紀の振興について、特に税務行政に携わるものといひましては自肅自戒を要するわけでございますから、さうな対策を嚴肅に講じていきたいと存じておる次第であります。以上簡單でありますがお答えいたします。

○大上委員 所得税法の一部を改正する等の法律案について二、三お尋ねいたします。まず總體的に大藏大臣に對して御質問したいと考えておりました。が、時間の都合上省きまして、その他の方にお伺ひいたします。

まず一番の問題は、國民所得を大体一兆九千億と見ており、これの基礎計算については昨日中曾根委員からお話がありましたので大体諒といたします。が、しかし問題は、今次の税制は國民所得に立脚しての立案であるのか、あるいは財政面に立脚して立案せられておるものであるか。この点をまずお尋ねしたいと思ひます。

○平田(敏)政府委員 お尋ねの御趣旨がよくわかりかねますが、租税というものはあくまでも國民に負担してもらふわけでありまして、租税の負担は結局において國民所得から出ることには御承知の通りであります。ひとり所得税のみならず間接税においても、結局においては國民の所得において負担するということに相なりますので、國民所得がどういふ状況になつておるか、またどういふものであるかといふことが、税制を立案する場合において非常に重大な基礎事實であることにつきましては、多く申し上げる必要もなからうかと思ひます。ただ所得税を具體的に立案する場合におきましては、前々から申し上げておりますように、實際において賃金なり物價の状況がどうであるか、國民の所得の変動状況がいかになつておるかといふような点、それから一面におきましては財政需要がどの程度か。はたして財政的に許すかといふような、諸般の事情を考えまして、それによつて現在として妥當な所得税制を打立てるはかはないのであります。今回の税制におきましてもさうな一般の現状を考慮いたしまして、現在として最も妥當なものといふことで、それ／＼の改正案と政府として

て出しておる次第であります。

○大上委員 では一つお尋ねいたします。大体了承はしておりますが、いわゆる國民所得が一番の根本問題になろうと思ひます。その点において、本案の提案理由として、租税負担の調整云々という言葉がありますが、さすれば現在どういふ点に跛行的なものがあるか。どういふ面を調整なさるか。これを具體的に御説明を願ひたい。

○平田(敏)政府委員 所得税につきましては前から申し上げておりますように、最近のインフレの進展に基きまして所得がいろ／＼変動しておりますので、その変動に對して十分應じ切れていないという点が一番中心になつておるかと思ひます。賃金がどういふ変動状況を示してきたか。それから農業所得、営業所得等の状況、現實問題としてやみ所得等の状況はいかになつておるかといふような、いろ／＼な角度から勘案いたしまして所得額ができて、それに扶養家族の控除等の額をそれぞれ検討いたしまして、きめておるような次第であります。

○大上委員 その点は大体了承いたしました。が、今年の更正決定につきまして、私たちがよく耳にし、當公聴会においても二、三聞いたのであります。が、いわゆる税務署の方においては、この更正決定については國會議員がきめたのであるから、文句があるならば國會議員に言うてくれといふようなことを耳にもし、當公聴会にも出ておりました。その点から見て、私たち金融財政委員は、この問題は軽々しく考える問題ではない、かように考えます。従つてこれがどういふふうな経路をたどつて、現場の税務署長あるいはその

す。そこで時間の間隙をおだにするのは遺憾であるというので、各論にわたつての詳細な質問もお許しをいたしております。なお今後もそういう方針で進みたいと思つておりますが、何分、今お説のように、重要法案が山積の折柄でありますので、なるべく審議のかどるように御協力を願いたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

午後三時五十一分休憩

午後四時五十二分開議

○早稻田委員長 休憩前に引續いて会議を開きます。

○松田委員 ちよつと簡単なことでありまするが、平田主税局長にお伺ひしたいと思ひます。政府は賣上税の準備行爲といたして、金融機關に預金の金額と口数と預金者の住所氏名を届け出さうという指令を出したことがあるが、ど

うか。これは御承知のごとく蓄積資金増強の上から申しますれば、預金はなるほど昨年度も殖えておりますが、一体この資金の蓄積を、中央、地方の財政資金に應じ、また企業回轉基金にまわす申しますか、定期預金が殖えなければ、眞の資金の回轉ということではないのであります。御承知のごとく定期預金は預金の高から申しますれば二〇％以下のようになつております。それで月末に何百万円という金を銀行に預けて、月が變つて一日になつてすぐそれを引出すようなものは、これは眞の預金ではございません。それであるほど所得税をとる上から申しますれば、預金に対する利息はこれは所得でありますから、税金のかかることはわかつております。ところがそれを

届け出よ、だがどれだけ預金したという金高と、口数と、預金者の住所、氏名を届け出よという指令があつたというのでありますが、所得税というものは、いわゆる利息だけに税金がかかるのではないのであります。何か預金をよけい持つてゐる者には、これとにらみ合はして税金がかかるのではないかと、国民が感じて、貯蓄を躊躇してゐるというのであります。これが、これらについて事実をお取扱いになつた点を承りたいのであります。

○平田(蔵)政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、買上税と申します。取引高税等に関連して、ただ一般的に調べたことがあるという御趣旨でございますか。

○松田委員 金融機関はそれを取引高税の準備行為というふうに解釈しております。

○平田(蔵)政府委員 買上税あるいは取引高税の準備行為として、さうな調査をいたしたことは全然ございません。預金等につきましても、御承知の通り一般的に一斉資料をとるといふようなことは、貯蓄の關係もございまして、差控えております。ただ具体的に所得税等の脱税等の問題があつた場合におきまして、個別的にその人の貯蓄を調べるといふことはやつております。これは御承知の通りでございます。

○松田委員 この前にもさういふ問題が起りました。大蔵省でお尋ねをいたしました。それはないということであつた。ところで実際はその金融機関に來ております。それは全部の金融機関を當つたわけではありません。私が

當つたのは七つでありましたが、そのうちで二つ來ておりました。あと五つは來ておらないように聞いておりますが、その二つは來ておるように見受けられますが、何か間違ひではございませんか。

○平田(蔵)政府委員 一般的に取引高税等の資料をいたしまして、さうなことを調べておる事例は、私もちよつとなしではないかと思ひますが、なお事実ございましたら、いづれ取調べまして処置いたしたいと思つております。

○松田委員 取引高税の準備といふことは、これは金融機関の推測でありまして、それではないか。これは大体昨年の十月以降のことを調べたのですが、それが來ておるところがあるようでありまして、取引高税のことは近ごろのことです。取引高税のことは、それ以外にさういふものが來たところが事実あるように聞いております。絶対にないと言われませんが、もしそれがないといふことであります。さういふものが來たときには、税務署に向つて連記の領しを出して断ることになります。それで金融機関は税務署にたてつく。大蔵省にたてつくというが、大蔵省の方では監督権をもつておる。税務署では税金の關係をもつておる。さういふので、いかにも金融機関は氣がねをしておりますから、もしさういふことがあるとすれば、大蔵省の方に於いて、さういふことのないようによく監督していただきませう。何かの方法を講じていただきたいと思ひます。

○平田(蔵)政府委員 先ほどから申し上げておきますように、預金を調べれば何か材料が出てくるだらうというよきな意味におきまして、一般的に一斉に預金を調べるというよきなことは、今の貯蓄の問題がございまして、この際差控える方針にしております。ただ先ほど申し上げましたように、個別的にある納税者の場合におきまして、相当脱税等がございまして、さうな場合におきましては、これは必要に應じて調べるといふ場合があるものであります。大体運用の方針もさうな趣旨によつていたしております。でも、もしもそれに違つたようなことがございすれば、それに應じて個別的に善処いたしたいと思ひます。

○松田委員 さういふ方針で御監督をお願いしたいと思ひますが、今のところやはり國民は預金金をもつておること、何か税金とにらみ合はせになりはせぬかといふので、それで奈良金で金をもつた人は奈良金で金を預けず、大阪や京都へもつていつて預ける。大阪で金をもつた人は、奈良金とあるいは滋賀縣へ持つてきて預けることが事実あるのではありません。利息に税金をかけるのは当然であります。それ以外ににらみ合はすところが絶対ないのだといふことにされるのが、実績の上から言つてまことに喜ばしいことではないかと思ひます。これは政府のためであります。

もう一つこまかいことでございますけれども、法人税、無記名預金、これに關してちよつと承つておりますが、今申しますごとく、税金とにらみ合はせになりはせぬかといふので、政府は

無記名の貯蓄ができるという途を開いております。これはまことに結構なことでございますが、ところでこの無記名の預金に対する利息の税金がばかに高いのでございまして、無記名定期の利息に對して税引をすることを考へはないか。

○平田(蔵)政府委員 ただいまのお尋ねのうちに、相当収益があり、あるいは利益があつた場合、その利益を預金してゐる場合において、なおその収益に對して課税しなければならぬか、さういふお尋ねでございます。それは全然いたし方ないのでございまして、収益があつて預金しておるものと、あるいは現物に投資しておるものと、さういふ場合におきましては、徹底的に調べて、適正なる課税をすべきものと考へてゐる次第でございます。ただ何でもかんでも預金を一般的にさけ出してしまつて、何か材料が出てくるだらうといふよきな意味におきまして一般的に調べるということは、預金の關係もございまして、この際差控たいといふことにいたしておる次第でございます。すでに収益があればその逃けた分につきましては追究しないといふわけは全然ございませんので、その点は誤解のないように御了承願ひたいと思ひます。

それからもう一つ無記名定期預金の税率の問題でございますが、所得税の税率が相当高くなつてゐることは御承知の通りでございます。無記名定期をいたす場合においては、特に総合課税をしない、さういふことになつております。私も、無記名定期に對しまして、この程度の負担をさせるということは、今の財政事情あるいは全体の所得税の税率の構成をいたしまして、いたし方ない、必要であると思へてゐる次第でございます。

○松田委員 財政状態からと申しますけれども、御承知のごとく資金の蓄積があつてこそ、初めて中央、地方の財政も資金要求に應じられるのであります。また企業回轉資金もこの資金の蓄積から生れてゐるのであります。ですから無記名定期の預金を全部犠牲にするくらいで、私は別段資金の蓄積に考へます。しからば無記名定期の昨年度の利息に對する税金は一体どれくらいおとりになつてゐるか、それを承りたいと思ひます。

○平田(蔵)政府委員 ただいまの問題だけを取調べました資料はございせんが、全体の額からいいますと、それほど大きくないものと思つております。ただこの税制は、額が少いから税率を適當にやつてもいいといふわけには、やはりまいらないのでございまして、私もやはり税制全体をにらみ合はせまして、それ／＼合理的な負担をしていただくことが必要だと考へますので、貯蓄の見地からいいますと、できるだけ軽くするのが妥當でございますが、一方税の全体の負担を考へまして、この程度の負担は、この際税制の健全性を保持する意味から必要ではないかと思つておる次第でございます。

○松田委員 どうもさういふところはわれわれと意見が違つておるのですが、しかし今こゝでただちにこれを軽減するといふお答えはなか／＼できにくいであらうから、お立場をお察し申しまして、さういふことはひとつお

考慮したいという希望を申し上げておきます。

それから法人税を下げるということですが、これにつきましては、法人税の経理を税務署の方で調べておる場合、法人に税金をかけるときの税務署のとつては事務取扱の方針を承りたい。

○平田(敬)政府委員 御質問の御趣旨がよくわかりかねたのでございますが、もう一度お願いいたします。

○松田(正)委員 法人に対して税金をかける場合に、課税の対象となる利益を調査するには、どういう方法をやつておられるか。

○平田(敬)政府委員 法人税は御承知の通り一應申告納税という建前が貫かれておりまして、それによつて事業年度終了後、一定の期間内に会社自身が所得額と税金を計算して納税するという建前に相なつてゐることは所得税と同様であります。ただ実際問題といたしまして、所得税と同じく法人税の方は若干よいと思ひますが、やはり申告だけでは十分な結果を得られないのが、遺憾ながら現在の事情でございますので、税務署といたしましては、それぞれ法人については必要な資料を提供せしめ、その資料に基づき、あるいは実地調査をやつたり、あるいは机上でさらに補正調査をやつたりして、適正な更正決定をいたすというふうにいたしております。

○松田委員 なるほど外資の導入の上から申ししても、生産増強の上から申ししても、下げてもらうということとは、われわれは結構に思ふのでありますけれども、これは法人によつて一律に申されませんか。というのは今の栗

栖安本長官が大蔵大臣当時、大阪方面に参りましたとき、大阪の法人の経営が実際どうなつておるか、また法人の代表者のお話等を聴きまして、私實際に調べたのであります。これは一つの例であります。こういうときにはどうなさるかというのを承りたいものであります。大阪では中座、歌舞伎座、角座という大きな芝居小屋が三つ建つておる。今年の正月の芝居でありまして、特等が四百円、それがプレミアムで千円くらいの入場料になつておる。これが特等から一二等までが満員で、それでようやく立見くらいはいくらあいておるといふ実情であります。それでその営業者に聞いてみたのであります。一体どこが買占めるかといつたら大体は法人である。これは料理屋が営業停止になつて、忘年会もできぬし、新年宴会もできない。その代りに親睦券を渡すために会社方面が買占めておるようですよと言つておりました。これはなにも芝居を見るなど言わない。見るのも結構であります。会社経理の上からそういうところに出してゐる金があると思ふすれば、これは税務署の方で経理を實際に調べてみると、はたしてこういう金を赤字にしてよいかどうか、黒字になれば税金が高いくら、赤字を出す間きわまでぐら

いにしておこうじやないかということ、乱雑に経費を使つておる。これはわざかな例でありますけれども、今申し上げましたようなことがやられておればならぬ法人もありすけれども、税金は免れておつて、こういうところに使つておる金が多くなるような会社に対しては、税を下げていく必要はないのであります。いわんや営業停止になつてゐる料理屋が、裏口からあのくらにぎやうてゐるの、大体統制組合とか、あるいは大きな法人とか、また官債その他の会合に使われてゐるような点から見れば、相当法人としましては経費をむだに使つてゐるようなことがあるものと見られ得るのであります。こういうことに対しては、税務署はどういうお調べをなさつておるか、こういうようなものに対してはどういう課税をいたしておるか、その経理の内容に立ち入つて調べてゐるかどうか、これについて一應の御答弁を得ておきたいのであります。

○平田(敬)政府委員 今御指摘の、会社が相当利益が出さうであるが、もし利益を出すと、課税になるというので、経費を濫費しておるといふこと、こういう傾向は実は戦時中から大分ございまして、そういう問題につきましては、いろいろ研究をいたしておるのでございます。ただその場合におきましても、会社が営業費と申しますか、あるいは広告費と申しますか、そういう類似の支出のために、入場券等を取つておりました。それを使用して、こういう場合におきましては、やはり会社の経費として認めざるを得ない、また認めるのが正しいのではないかと考へております。ただ一部の社員に対して相当多額の物を買ひまして分配してゐるような事実がありますれば、これは場合によりましては一種の現物給與みたいなものとしたしまして、その方面で課税すべき筋合に相なつてくるのではないかと考へてゐる次第であります。

○松田委員 それは私はわからぬので

す。廣告料とか、宣傳費とかいうものに使つてゐると言つたならば、その内容を調べるかどうか、その内容を調べなければ、向うから言つてきた通りそれを信用しておつたのでは、どんなことを書いてくるかわからない。少くとも税務署にゐる人、われわれが知つておることから考へましても、退職慰労金はもらはぬ、恩給犠牲に供せよ、おれの会社に來れば相当な月給と、離職のときにこれだけの金をやるからといふことで、税務署から法人に人を流して、その人が専門になつて脱税行為をやつておるといふことがよくある。こういうことを監督なさる上に、大蔵省の方ではもう少し念を押してみたらどうか、この点について御答弁をお願いしたいと思います。

○平田(敬)政府委員 先ほども申し上げましたように、その程度ははげしくして、その結果脱税をしてゐるという事実があります。こういうものに対しては、御指摘の通り徹底的に調べまして精算課税をするようにいたしたいと考へております。

○中嶋委員 大蔵大臣が見えましたので、軍公問題については質疑を継続したいと思ひます。大蔵大臣は十分間だけ特にこちらの委員会に来てくださるやうでありますから、ごく簡略にお願いいたします。

○石原(登)委員 できるだけ要点だけを申し上げたいと思ひます。私はちやうど本案の審議中、病氣をしておりました。欠席しておりましたので、あるいは重複する点があるかもしれませんが、この点はあらかじめお含みおきを願ひたいと思ひます。過日の本委員会で大蔵大臣は、今回の利拂の停止は一

簡年間であるということを言明なさいました。また総理もこの点についてはつきりと言明なさつたのであります。が、この言明にもかかわらず、今日なお財界においても、金融界においても、この処置が今後継続して行かれるのではないかと、いろいろな点を非常に憂慮してゐるのであります。これは私どもが考へますに、社会党がこれまで戦後二回の総選挙におきましても、今回の軍事公債は打切ののだといふことを強く公約いたしておりました。なおまた適日の第三回の経大会においても、同様趣旨のことをはつきりと申しておるのであります。すなわち政界が公債をもつて決定いたしましたことは、これは政界の憲法であります。そういう意味から参りまして、こういうような重大な決議を行つたところの社会党のこの主張といふものは、決してきのうやおとこの主張ではないのであります。こういうようなところから金融界におきましては、今日のこの利拂の停止は、ただ單なる氷山の一角であるのだ。その大きな根ざしといふものは水の中に隠れておつて、これが当然今後出てくるのである。すなわち金融の徹底的な統制から、ひいては銀行の國管、こういうようなところまでくるのであるといふことを、各方面非常に警戒をいたしておるのであります。これがために総理大臣が言明なさいますけれども、なおまた大蔵大臣が言明なさいますけれども、これをもつて國民は決して諦めてゐない。これはきわめて残念なことではあります。私もはやむを得ないと思つております。しかも今回の利拂停止を行いますまでにおい

て、大蔵大臣あるいは、総理大臣と金

第一類第十六号 財政及び金融委員会議錄 第四十八号 昭和二十三年六月二十六日

融業者との間には、相当煩雑な連絡があつたといふことも私どもは知つておるであります。そうしてしかも本案が決定をいたしまするわずか数日前まで、こういうような処置は当然行われないうちであるといふようなことも言明されたことも聞いておる。こう考えますと、私どもは芦田内閣ができました当時のあの三党協定における軍公問題についての処置が、非常に明瞭を欠いておつた。必ずこの問題は後日何らかの形において出てくるであらうといふようなことを、各方面で非常に憂慮しておつた。こういうような経過を見ますときに、國民は当然手放しで、總理と大蔵大臣の言明をそのまま受取るわけに参らぬ、こういうような次第になつてゐるのであります。はなはだこういうようなことをお尋ねするのはきつめて遺憾であります、この点が本問題の最も大きなポイントであると思ひますので、大蔵大臣は今回とつたこの処置が、社会党あるいは國民協同党、さらに興黨の中心であるところの民主党も、当然これは常識として決定されて、その決定に基づいて閣議の決定となり、そうしてこれが今回の法案として提出されたものであるかどうか、その点を重ねてお尋ね申し上げたいのであります。

○北村國務大臣 ただいまお尋ねの主眼な点は、軍公の利拂が延期されたのは、この一年限りという言明をしたが、それは間違いないかどうか、こういうような点にあつたと思ひます。これは間違ひございません。閣議で決定をいたしましたして、閣議決定として内閣の名において外にも発表いたしましたして、すでに当時新聞にも出たことでありま

す。また總理大臣を始め各閣僚が、それその機会においてたび／＼このことについてはつきりと言明いたしておられます。本会議においても言明いたしておりますので、このことに關しては断じて間違ひないといふことを、ここではつきり申し上げておきます。

○石原(警)委員 芦田内閣は社会党と、民主黨と、國民協同黨の三派の構成によつてでき上つてゐるのであります。この三派の完全なる意見の一致に於いて行われたと私どもは了解をいたします。しかしながら、これがただ単に芦田内閣に限つてということでありま

す。これは非常に問題であると思ひます。これはあらためて大蔵大臣にお尋ねしたいのであります。一年間は大丈夫であるが、今後はどういふふうになりますか。その点を重ねてお伺ひ申し上げます。

○北村國務大臣 これは声明いたした内容の通りであります。このことは再びしないといふことをはつきりと聲明いたしております。但しこれは總選挙が行われ、國會の分野が全然變りまして、そういう例を使つては悪いかもしれないが、たとえば具体的に、共産黨の内閣ができてこれが大丈夫かと言われると、そういうことは何とも申し上げることはできませんけれども、とにかく私は責任をもつて、これは今年一年限りのものであるといふことをはつきりと申し上げます。総選挙等によつて政黨の分野が變るとかなんとかいふことがあつても、どうなつてもお前のままか——それは國會が一番強いから、國會がこれをおかえにな

る場合には、これはしかたがないのであります。しかし少くとも政府としては一應これを聲明いたしておりますから、これを御信用願ひたいと思つておる次第であります。

○石原(警)委員 われ／＼はただいまの御言明をそのまま非常に信用いたしたい、かように思ふのであります。が、繰返して申し上げます通り、どうもこれがきまつて法案として提案されましてからも、なおかつ社会黨の中では、有力な人においてこの処置に対して反對してゐる人もあります。また同時に本委員会においても、社会黨の委員の中には、この処置は決して今年限りではないのだといふようなことを、はつきりと公言してゐる委員もあるものであります。こうなりますと、一番國民が心配いたしておりますところの、この軍公利拂停止が本年限りであるといふことが——この問題は、むしろ端的に言つて、民主黨はなんとしてもやむた

くない、こういうような気分は私どもにも受けとれるのであります。こういう点はどうしても社会黨側のはつきりした意見が私どもには聴きとられていないのであります。それでこの三党協定の線というか、内容というか、その内容がきつめて不明朗なのであります。が、この間の三党間の協定を、本問題に關する限りで結構であります。が、その内容をいま一度詳細に承りたいと思ひます。

○北村國務大臣 三党協定が結論を出したことになる。これを実行したことになるのであります。このことには關しては、これで終止符を打つたといふことに御了承願ひたいと思ひます。

○石原(警)委員 私は大蔵大臣からたびたび御言明をいただいたのであります。が、大蔵大臣の御言明、さらに總理大臣の御言明があつても、御承知の通り各方面ではそれをまだはつきりと了承いたしてゐない、釈然としてゐないものであります。私の大蔵大臣に対する質問はこれで一應終りまして、さらに本問題に対して西尾國務大臣の御言明を得たいと思ひますので、大蔵大臣に對する質問はこの程度で終了いたしましたと思ひます。

○中嶋委員長代理 松田君、軍公の問題についてまだ質問がありますか。

○松田委員 さきに大蔵大臣にお尋ねいたしましたので、政府の方から、あとで数字を調べてお答えするからと言つた、その回答をまだ得ておりません。

○北村國務大臣 私は何つていなかつたのであります。が、事務的のこまかい数字に關する御質問であつたさうであります。このことに関しましては、後ほど数字をもつてお答え申し上げます。

○伊原政府委員 数字にわたつておりますから、私から御説明申し上げます。軍事公債の所有者別調というものを参考書類としてお配りしてございまして、その一番おしまいのページに、昭和二十三年五月十五日現在というの

○松田委員 農業者の持つております軍事公債が、利拂停止によつて時價が低落する。それでその時價の低落したものを、八月の十四日をもちて農業協同組合の方に引つがなければならぬ。その引つぐときに、新しくできる農業協同組合が、時價の下つたものではとるけれども、額面、帳面ずらではよくとらぬと言つてこぼむのは当然であります。そうしますと、もとの農業会が利下り分をどう処理するか。政府のこれに對する何らかの救済方法がないのか。こういう質問に對して、数字等を

よく調べてお答えすると言われたのであります。が、その数字を承りましたから、大蔵大臣に質問があるのであります。

○北村國務大臣 今数字がわかりましたので、お答えいたします。農業会の保有は三億七千万円、利子にいたしますと、千三百万円でありま

○松田委員 まるで台が違つております。百二十六億持つておられます。軍事公債を六十五億持つておられます。その数字は間違つておられます。

○北村國務大臣 これは本年五月十五日現在として大蔵省で調査いたしましたのでございまして、これによりま

農業会は三億七千万円、それから利子が千三百万円、かようなことに相なつておられます。それで農林中央金庫とは別であります。農業会についての御質問でありますから、農業会についてお答え申し上げます。

○伊原政府委員 数字にわたつておりますから、私から御説明申し上げます。軍事公債の所有者別調というものを参考書類としてお配りしてございまして、その一番おしまいのページに、昭和二十三年五月十五日現在というの

がございまして、そのまん中辺に、ただいま大臣がお答へになりましたように、農業会が所有いたしますものが、三億七千万円、その利子が千三百万円ということに相なつております。

○松田委員 ここに無盡会社、市街地信用組合がこの表に載つておると少し違ふのであります。農業会の方もこの表に載つておるものは、登録したものである。それ以外に資金はもつておられて、それによつて消化されておる

とある。それによつて消化されておる

ものがあつて思ひます。その数字が間違つておるようであります。

〔中崎委員長代理退席、委員長着席〕

○北村國務大臣 これは数字は間違つておりません。無記名の轉々流通するものを把握することは出来ません。

○伊原政府委員 お話の数字は、これは國債全般に及ぶかと思ひます。たゞいま問題になつておられます軍事公債の所有といたしましては、日本銀行で帳簿を全部當つて調べて國庫に出したのであります。

○松田委員 日銀に載つておるものだけが農業会のもつておるものではございません。

○伊原政府委員 これは日本銀行の登録後に登録せられております名義によつて集録をいたしたものであります。なお無記名の公債がここにございまして、二十八億二千百万円ございまして、このうち若干農業会等によつて保有せられておるものもあるかと存じますけれども、その数字はちよつとわかりかねるわけでございます。

○松田委員 その数字によつて出てく

る結果から申しますと、農業会が八月の十四日に農業協同組合の方に引継ぐときに、金高にいたしまして、十八億くらいあります。ところがほとんど値下りになつておまして、その引継ぐときに損をするのは明らかであります。その損は農業会でもと言つても、もてるものじやありません。これをどうするかというのですから、数字の問題が重要な影響を來すことになりす。的確な数字を得たいのであります。

○北村國務大臣 お尋ねの件は大体從來処理しております数字、すなわち賣買の市場価格がないのでありますから、九十八円と記載することを許しておりますので、その九十八円で移動するものとお考え願つてよろしいと思ひます。

○松田委員 この軍事公債の利拂停止によつて、これが軍事公債だけの値下りということになります。徴々たるものでありますけれども、農業会の軍事公債以外にもつておる証券、七十億近くのもの値下りがある。そうしますと、その値下りだけが、三十七億いくらになる。これが農業会が帳面に記載してあるのと値下りとの差の價額でありますから、軍事公債の利拂停止が、これに原因して値下りいたしました。それから軍事公債のもつておるものと、値下りしたものを、これを農業会にみんなもたすのか、それともまたこれは帳面すらでもといつてもないのではありません。それに対して政府に何らかの方策がなければ、農業会はやつていけぬ。今までの農業会の通ひならば、整理がつかぬ。その点について大蔵大臣の御方針を承りたい。

○北村國務大臣 これはその農業会並びに農業協同組合の話し合ふことと思ひますけれども、おそらく今までの経過に見ますと、大体金融機關再建整備法等によつて認められておる九十八円の繰で變換して行くもの、かやうに理解しておるのではありません。さうに御了承願つてよろしいと思ひます。

○松田委員 事実においては非常に困る。農業協同組合に必ず問題が起るのであります。何か救済してやつたらどうですか。

○北村國務大臣 救済というお話がございしましたが、ただいま政府においてはさうなことは考へておりません。

○松田委員 それならば、農業会の方でこれを決算がつかないというやうなことになるか。さういふことになつていくと思ひますが、これもしかし双方の協議の上で解決すべきものであると言われれば、双方が協力ができる部分もあるかもしれません。それからそのほかにお伺ひしたいのは、大蔵大臣のお立場もよくわかつておりますけれども、また私といたしましては、今後金融機關に影響を及ぼす点について所信を宣しておかなければ、本案に対する賛否を決しにくいのであります。金融機關に対しては日銀から救済するといふやうなことが、大体進んでおるやうに承つておるのであります。が、参考に出てきてくれた人から聴きますと、それははつきりした約束はできておらないのだ。但し日本銀行といひましたのは、この利拂延期によつて、金融機關が困るというやうな事情ができましたれば、また特に考へなければならぬと思つております。さういふことを言つておるのでありますが、この

前の大臣と私の質問應答は少し食い違つておるやうに思ひますので、それに対して大蔵大臣はどういう御意見をもつておられるか。

○北村國務大臣 ちよつとお話がよく聴きとれませんが、値下りの責任を政府が負うかというやうな御質問だと思ひますが、これは政府では負いません。それから日本銀行との關係は、ビズネスとして処理すべきものでありまして、今もやつておりますし、今後もやります。

○松田委員 それで大臣もこれは御承知であらうと思ひますが、銀行側の方は、日本銀行の方で相当面倒を見てもらへるというところで、金融機關の方はそれで利拂延期というものを認めておるやうなものもあるやうに承つたのであります。しかし去る六月十一日の全國銀行大会におきまして決議いたしました。その決議から見ますと、決議文はプリントがちよつとわかりませんが、さういふやうに書いてあります。金融機關の再建整備よくよく完了し、内容健全なる新銀行として近く発足せんとするときにあたり、軍事公債の利拂延期に関する法案が國會に上程されるに至つたことは、眞に遺憾に堪えざるやうであります。本件が國家的に見て、いかに弊害が大きいかについては、幾たびか意見を陳述したが、われわれは内外情勢の現状に鑑み、國家のためから法案を可決せられることのないやう、國會に對し強く要望する。右決議する。さういふ決議ができたりまして、われわれの手もとにまゐつております。ですから金融機關が日本銀行でその資金について面倒を見

てもらへるというので、この法律の通過にあまんじておるのじやないということが、これで立証できるように思ひますが、大蔵大臣はどういう御解釈をなさつておられますか。

○北村國務大臣 金融機關の決議は私もよく存じております。ただいま御朗読になりましたものは私も承つております。その通りであります。そのことと銀行の仕事とは別でございます。して、これは金融機關の反對は初めからわかつておるのであります。ただ今回の軍公の問題については金融上の問題が起つたときには、これは日本銀行が世話するのはあたりまえでありまして、ビズネスとしてやるべきでありますから、そのことはやります。さういふことをお答え申し上げた次第であります。反對のあることはよく心得ております。

○松田委員 それでこの利拂延期で收入にならぬということによつて資金に支障を來すといふことは、金高いにかかわらず、これは支障を來すべきものにきまつておる。さうしますと、日本銀行に頼んで、その金融をつけてもらふといふのは、銀行のみならず、ほかの金融機關は、自分で日銀に借りに行くことができないれば、他の銀行を通して借りに行くべきだと大蔵大臣は申された。それでそれまでにして日本銀行が面倒をみなければならぬ。さういふことになりまして、その結果や

高めるわということになつてくると、支拂停止の及ぼす影響が、やはりインフレに影響してくるじやないかと思われる。この点について、大蔵大臣の御答弁をいただきたい。

○北村國務大臣 今のお話は、支拂停止をして、なおまた別にそれだけの金を出すとすることになれば、お話の通りであります。政府が拂うかわりに、全部ではなく、必要な一部に融通をやるのでありますから、そのことはお話のようにはならぬと考えます。

○松田委員 それはしかし半分にしたとしても、半分だけは通貨の増発になります。三分の一にいたしましたも通貨の増発が三分の一だけは予定しなければならぬことにあります。いずれにいたしましても、インフレに影響をきたすものと言わなければならぬ。

○北村國務大臣 お話はよくわかりませんが、政府の手から十八億円の利息を拂つたという場合にはインフレにならない。しかしながらそうでなくて別途の方法で拂うとインフレになる。こういうようなお話でありますけれども、この点はどれだけの数量を、拂う拂われは別として、融通として出るか、あるいは國家の手から出るかだけでありまして、そのことによつてインフレになるかならないかは別個の問題になる。かように思います。

○松田委員 軍事公債の利拂を打切るといふことは、参考人も出ましたけれども、この軍事公債はもう拂われで置てもいいんじやないかといううな議論もありますが、終戦になりました当時、軍事補償の打切をやつたあのとき、こういう利拂の停止をやるとか、

あるいは延期をするとかいうことを一緒にやつて置いたならば、これが影響は金融機関になつたように思いますけれども、今金融機関がようやくくじりて整備しかけておつて、まさに完了せんといふところである。終戦直後に軍事補償の打切りのあつたときに、軍事公債の利拂停止がきめられておつたならば、金融機関が腹をきめて整備にもかかつたでしようけれども、軍事公債の利拂延期といふものが今國會へ提出されて、一方金融機関から見ますれば大体において整備が完了しかかつてい

る。政府から申しましたも金融界は落つきができたのであります。外資の導入が前途の見通しがついてきたのである。ようやくにして金融機関の整備が一段落するといふときに、軍事公債の利拂延期をやるといふことは、こま

でました整備をさらに逆轉せしめて、公債市價の下落によりまして、金融機関の内容を不堅実にしめるおそれがある。これは信ずるものでございまして、これに対する大蔵大臣の御意見を承りたいのであります。

○北村國務大臣 さような御質問はたびたび受けておりまして、松田委員から同様の御質問を受けたと思ひますが、それは数回いろ／＼な機會にお答え申し上げた通りであります。政府は今回の措置によつて従來軍事公債に關してあるいは全部打切るべし、あるいは利拂を停止すべし、あるいは非常に長期の無利息公債にかえなければならぬといふような、非常に所有者のために不安定な意見が甚にあつた、そういうものを今回一掃いたしましたつもりであります。さような観点に立ちまして、しかも少額とはいひながら、

これをきわめて緊急な事業に用ひまして、公共の福祉のために供するといふことであれば、この措置は必ずしもたゞい松田委員のおつしやるような意味ばかりではない。かように考へて実行したものであります。そのことについてはたび／＼申し上げた通りでございます。御了承願ひたい。

○松田委員 それはたび／＼申し上げたと言われますが、私が今質問しておりましたのは、この前の質問と筋が違つておりました。軍事補償を打切つたやうなときにこれをやつたならば、大した支障もなく今日までの整備を進めてきておつたんですけれども、軍事補償の打切りだけやつて公債のことはや

らなかつたがために、やらぬものとしての整備を今までに進めてきまして、まさに完了せんとするときにあります。そのときにまたあらためて利拂停止をやるといふことは、金融機関の今までやつてきて、ようやく堅実化してきた整備をまた逆轉せしめるおそれがある。これは私今日初めて御質問申し上げるのであります。

○北村國務大臣 逆轉となるほどではないと私は信じます。

○松田委員 逆轉となるくらいの高じやないというならば、それくらいのおわずかな金高であつたならば、この法律を出して別に延期せぬでもいゝように思ひますが、それはどうでありますか。

○早稲田委員 今のは松田さんの御意見でございますから答弁はありませうが、次は堀江君に許したいと思ひますが、よろしうございませうか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○早稲田委員 堀江君。

○堀江委員 大蔵大臣にお伺ひしたいことは、大蔵大臣は過日郵便貯金の第二封鎖を切捨てになつたという御発表をされたわけでありまして、軍事公債の問題は、實際的においても、政治的においでも、非常に大きな意義をもつておるものであります。意見としては、擬制資本は打ち切るべし。しかも大蔵大臣は、大衆預金であるところの郵便貯金の第二封鎖を切り捨てられたにもかかわらず、擬制資本の軍事公債の利子を最終年に支拂をお延ばしになるといふことについての御見解を、郵便貯金切捨ての問題に關連してお聴きたいと思ふのであります。

○北村國務大臣 郵便貯金のことは、確定したというまでに至つておりますので、過日申し上げたのでありますけれども、私どもとしては、一部分でも生かせるなら生かしたいというので、努力はしております。しかし今のところ、はなはだ望みの薄いような傾向にあるといふことを申し上げたのであります。と申しますのは、これは御承知の通り大衆預金に違ひないのであります。郵便貯金は一般のやうに金融とみなして、そうして補償すべき國家の補償はまず行つて、それから預金部の積立金をもつて預金を保護いたしました。最後に残つたもので、これはちやうど金融機関においては、資本を全額失つて、株主勘定等全部無性に

して、最後に残つたものだけが犠牲になつたといふのと同じやうな扱いになつたのであります。ところがこれには金融機関と郵便局と違ふじやないか、こういう議論が出るのでありますけれども、これを戦時貯金として処理したのは、郵便局の窓口も、銀行の窓口と

同様に天降的に貯蓄をさして、職域や、あるいは地域等をやつた。そうしてそれを吸収したものをもひとしく國家目的に使つたといふ点において、何ら異なるところがなないといふ關係方面の御見解でありまして、それに対しては、私どもは、とにかく郵便貯金は同様の目的で吸収し、同様の國家目的に使つたといひましたも、同じ窓口だといひましたも、郵便局は郵便局、銀行は銀行だから、これは一部は生かしたいといふので、努力は續けておるのであります。この点はどうかかわりませうけれども、今までの経過から見ますと、樂觀ができないという状況にあるといふことを申し上げたのであります。

それから軍事公債が擬制資本であるかどうかといふことも、これは簡単に述べにくいと思ふのであります。さうに考へる方もございまして、さうに考へぬ方もあり、一概に擬制資本であるといふに片づけにくい。それからまた私どもは、ただいま大衆預金を保護せよ、こうおつしやつた意味と同様な意味で、軍事公債そのものを打切るといふことは、これはいたしてはならぬ。利息も打切つてはならぬ。ただ本年一箇年間に支拂期の到達するものを、今回の法律案のごとくにして処理するといふ、このことがまず妥協である、かように考へていたしましたので、この点は御了承願ひたいと思ひます。

○堀江委員 今回の利拂停止によつて、約十五億円の金が公債償還の最終に支拂われる。約十五億円の金をいろいろの使途に使つてあります。これは大蔵當局が最もおきらいになる

同様に天降的に貯蓄をさして、職域や、あるいは地域等をやつた。そうしてそれを吸収したものをもひとしく國家目的に使つたといふ点において、何ら異なるところがなないといふ關係方面の御見解でありまして、それに対しては、私どもは、とにかく郵便貯金は同様の目的で吸収し、同様の國家目的に使つたといひましたも、同じ窓口だといひましたも、郵便局は郵便局、銀行は銀行だから、これは一部は生かしたいといふので、努力は續けておるのであります。この点はどうかかわりませうけれども、今までの経過から見ますと、樂觀ができないという状況にあるといふことを申し上げたのであります。

ところの、赤字公債を発行したと同様な結果になるという見解をわれ／＼はもつております。赤字公債の発行と極力押えられておる当局として、これに對してどういふ御見解をもつておいでになりますか。

○北村國務大臣 さような理論もあるのであります。けれども私もそれは考へておりません。新たに債務を負担するのでなくて、當然この元本から発生する果実の支拂期日を延長しただけであつて、それで新たな國家の債務が、赤字公債を発行することく生れてきたものである、かように考へておられますので、さような理論も一應は立つと思ひますけれども、當局としてはさういふ考へておりませんといふことを申し上げます。

○堀江委員 時間も非常に忙しいようでありまして、最後にもう一点伺ひたいのは、私らの見解なんでありまして、こうした措置をおとりになるということよりも、擬制資本であるがゆえに、打切るか、あるいはそのまま残すか、どちらかはつきりした方がよいという私の見解であります。それに対して、大蔵大臣は英断をもつて、打切るか、残すかという措置をおとりになるお考えはありますか。

○北村國務大臣 御承知の通り、これは大體金融機關の所有になつておりますけれども、預金をバックとする、すなわちあなたのおつしやつた大衆の預金の集積であります。ことに今日まで預金をもつて、従つて公債を背景とした預金をもつておつたということは、これは國の方策に順應されて、換物運動がいかに旺盛であつても、このインフレ下に、貨幣の貯蓄としてそのまゝ

もたれた方針でありまして、公債の値下り、あるいはここに書いてある十倍、二十倍、五十倍、物によつては百倍も上つておりますのにもかかわらず、依然としてさういふような方針でもたれたものでありますから、従つてこれは保護しなければならぬ。元本を打切るどうか、これは擬制資本だから打切るというような、さういふ考へは手頭もつておりません。

○青木(幸)委員 私はこの前御質問を申し上げましたときに、大蔵大臣からも、芦田総理大臣からも、お答えがございまして、私があらためて、軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案提案理由説明というのを拜見いたしました、二ページに、政府は本措置の國民經濟及び國際信用に及ぼす影響を最小限度に止めるためと、こうお書きになつておりますが、この点は、お答えの要旨では、別段何も影響がない、このところの意味は、どういふやうな御解釈からかういふやうに御説明になつたのでありましようか、ちよつとお伺ひいたします。

○北村國務大臣 青木博士から非常に痛いところを伺はれて、このこと自体実は正直に言つて矛盾があるのがあります。それで、これをやること、たとへば外資導入の現在において、外國に悪い響きを與へはしないか——一種の、利拂を打切るべしという議論はこの程度で止めて、さうしていろいろな波瀾を小さいところで抑えようとしたというやうな面が一面にあるのでありまして、ただいま御指摘の問題は、まさに痛いところを伺はれた、かように思ふのであります。率直に申し上げ

ますけれども、さういふやうに考へておるといふことを御承願したいと思います。

○赤松(勇)委員 連日にわたつて野党側から、きわめていい、かつ懇切なる御質問がございました。われ／＼も啓蒙されることはなほ大きなものがあつたのであります。大體質疑はこの程度で終了いたしました。ただちに討論にはいられんことを希望いたします。

○早稲田委員 ただいま赤松君の質疑打切りの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○早稲田委員 御異議はないやうでありますので、質疑は打ち切ります。なお、ただいまのは軍事公債利拂停止の議案であります。

さらに、赤松君より討論に入れたい御説がございましたが、これに對して御異議はありませんか。

〔異議なし〕、「異議あり」と呼び、発言する者多し

○早稲田委員 暫時休憩いたしましたし、理事会を開きます。

午後六時九分休憩

午後六時十三分開議

○早稲田委員 休憩前に引續いて會議を開きます。ただいま理事会を開いて御相談いたしました結果、討論は明後月曜日に一應さらに理事会を開いてどういふやうに運営するかということを決しますが、それまでに各党ともに協議をおまとめになつておいでを願ひたいと存じます。與黨三派側からは大體月曜日の午前十一時に開いて討論したい、かういふ希望があるわけであ

りますから、御了承の上、御相談をいただきたいと存じます。

○塚田委員 私どもは先日この問題が取上げられようというとき、一應党内で討議いたしました結果、本法案は予算に關連があるから、予算があるとき同時にあげるといふことが一應當議できまつていたのであります。ただいま與黨側からのそろつての申出がありましたから、一應承つて、党内で討議した上で、また月曜の理事会を迎えたいと思ひます。

○赤松(勇)委員 私の方の党に所屬する委員全体の希望をいたしまして、質疑を打ち切り、ただちに討論にはいるという動議を出すということになりました。ただいま動議を出したのであります。ところが理事会におきまして私の、質疑を打切るべしといふところまでは御承認を願つたのであります。さらに討論を続行するという件に關しましては、理事会において否決になつたのであります。私といたしましては、動議の提出者といひまして、わが黨の理事諸君に非常な不満を感じるものであります。皆さんの御意見がそこにいりますならば、あえて私一人ががんばるわけではありせん。私も皆さんの御意見に順應いたしまして、私の討論にはいるべしといふことは、潔く撤回いたしますが、どうか野黨側の皆さんも私の意のあるところを十分おきみとくたさいまして、月曜日には、今塚田委員からお話がありました通り、どうせあげるものなら正々堂々と討論をして、この問題をすつきりした形において片づけたいと思ひますから、よろしく御協力をお願いいたします。

○早稲田委員 ただいま赤松委員からお話がありましたやうに、月曜日には堂々雄辯を決することをお願いしたいと思ひます。

本日はこれをもつて散會いたします。

午後六時十六分散會

〔參照〕

公立高等學校定時制課程職員費國庫補助法(内閣提出)に關する報告書

一、本案の要旨及び目的

新制高等學校教育をあるべく勤勞青年に普及するため、新制高等學校定時制の課程を設置するに當り、職員俸給その他の給與のため、都道府縣において要する経費の十分の四は國庫で補助せんとするものである。

二、本案の可決理由

地方財政窮乏の現状に鑑み、適當なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年六月二十六日

財政及び金融委員長 早稲田柳石二門

衆議院議長 松岡駒吉殿

學校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一、本案の要旨及び目的

本案は、國家行政組織法の制定、官學校及び、學校の義務制の施行、給與制度の改正並びに新制高等學校の實施に伴い、學校教育法及び義務

教育費國庫負担法の一部を改正せんとするものである。

二、本案可決の理由

本案の改正は、いずれも國家行政組織法の制定、盲学校及びろう学校の義務制の施行、給與制度の改正並びに新制高等学校の実施に伴う技術的な改正で、いずれも適切妥當なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年六月二十六日

財政及び金融委員長

早稻田柳右五門

衆議院議長 松岡駒吉殿

有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、本案の要旨及び目的

企業再建整備法の特別経理会社等が所有する有價証券は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基いてこれを処分し、証券処理調整協議会による処分の調整を行わないこととする必要があり、本案が提出された次第である。

二、本案の可決理由

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の制定に伴い、有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正せんとするもので、大体において妥當なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年六月二十六日

財政及び金融委員長

早稻田柳右五門

衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年十月十八日印刷

昭和二十三年十月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局